

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年 6 月26日
【事業年度】	第18期（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）
【会社名】	マイクロ波化学株式会社
【英訳名】	Microwave Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 吉野 巖
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南一丁目 6 番 1 号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市山田丘 2 番 1 号 フォトニクスセンター 5 階
【電話番号】	06-6170-7595（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 齊藤 雄太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	458,026	860,510	1,215,353	1,863,320	1,608,403
経常利益 又は経常損失 () (千円)	355,599	98,876	26,078	130,893	182,126
当期純利益 又は当期純損失 () (千円)	1,036,391	110,247	75,393	944,895	161,482
持分法を適用した場合の 投資損失 () (千円)	653,258	38,833	247,118	743,512	-
資本金 (千円)	2,298,446	2,298,446	2,801,053	2,848,631	2,871,747
発行済株式総数					
普通株式	25,000	134,434	15,357,400	15,621,900	15,852,700
A種種類株式	10,714	-	-	-	-
B種種類株式	35,300	-	-	-	-
C種種類株式 (株)	28,404	-	-	-	-
D種種類株式	15,628	-	-	-	-
E種種類株式	6,250	-	-	-	-
F種種類株式	6,441	-	-	-	-
G種種類株式	6,697	-	-	-	-
純資産額 (千円)	735,685	625,437	1,706,045	856,291	1,064,007
総資産額 (千円)	1,701,703	1,582,409	3,077,400	1,894,973	2,124,539
1株当たり純資産額 (円)	1,534.48	46.52	111.09	54.81	67.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	414.55	43.57	5.09	61.12	10.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	4.69	-	9.90
自己資本比率 (%)	43.2	39.5	55.4	45.2	50.1
自己資本利益率 (%)	-	-	6.5	-	16.8
株価収益率 (倍)	-	-	403.54	-	48.83
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	287,659	226,012	372,940	205,747	73,516
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	72,640	125,843	282,477	797,816	147,235
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69,936	190,063	935,277	124,794	198,443
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	382,320	220,528	1,246,269	529,404	507,095

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
従業員数 (外、平均臨時雇用者 (人) 数)	50 (4)	55 (5)	59 (5)	55 (4)	49 (5)
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロー ス市場250指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	52.6 (99.6)	24.3 (86.9)
最高株価 (円)	-	-	3,105	2,199	1,320
最低株価 (円)	-	-	539	938	496

(注) 1 . 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 . 第14期及び第15期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第17期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3 . 第14期及び第15期並びに第17期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 . 第15期以前の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第17期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5 . 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を () 内に外数で記載しております。

6 . 2022年 3 月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。また、2022年 3 月 4 日開催の取締役会の決議により、2022年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行ったため、発行済株式数は13,308,966株増加し、13,443,400株となっております。

7 . 2022年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っており、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

8 . 第16期以前の株主総利回り及び比較指標については、当社株式が2022年 6 月24日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第17期及び第18期の株主総利回り及び比較指標については、2023年 3 月末を基準として算定しております。

9 . 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2022年 6 月24日付で同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

2007年 8 月	マイクロ波化学プロセスの事業化を目的として、マイクロ波環境化学株式会社を京都市上京区に設立（資本金1,000千円）
2008年10月	本社を彩都バイオイノベーションセンター（大阪府吹田市）に移転
2009年 3 月	完全フロー型リアクター 1号機(MWF- 1：バイオディーゼル用)を島屋ビジネス・インキュベータ（大阪市此花区）にて立上
2011年11月	社名をマイクロ波環境化学株式会社からマイクロ波化学株式会社へ変更
2011年12月	基本特許「化学反応装置、及び化学反応方法」成立
2012年 8 月	第一号製品となる脂肪酸エステルの出荷を開始
2012年10月	本社を大阪大学吹田キャンパス（大阪府吹田市）に移転
2014年 3 月	大阪工場（年産3,000トン規模の脂肪酸エステル製造工場「M3K」及び第一実証棟。現大阪事業所）を、大阪市住之江区に竣工
2015年 3 月	太陽化学㈱とマイクロ波技術を使用したショ糖エステル製造にかかる合弁契約を締結
2015年 4 月	太陽化学㈱と食品添加物の製造を目的とした合弁会社（ティエムティ㈱）を設立 ティエムティ㈱とマイクロ波技術を使用したショ糖エステル製造にかかる特許・ノウハウライセンス契約を締結
2017年 9 月	マイクロ波を活用した次世代化学プロセス技術開発を推進するため三井化学㈱と業務提携契約を締結
2018年 3 月	ペプチスター㈱と「ペプチド医薬品製造」にかかる装置供給契約を締結
2019年 6 月	大阪事業所を拡張し、第二実証棟の稼働を開始
2022年 6 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年 3 月	大型試験を行うための第三実証棟を新たに大阪事業所内に竣工
2024年12月	関連会社ティエムティ㈱を清算
2025年 6 月	マイクロ波発振器内製化プロジェクトの拠点として横浜ラボを開設

3【事業の内容】

日・米・欧をはじめとした世界の主要国・地域は、地球温暖化対策として2050年のカーボンニュートラルを目指すことに同意しました。この実現にはエネルギーシステムをはじめとした抜本的な対策が必要となりますが、二酸化炭素の約30%を排出している製造業においては、再生可能エネルギー由来の電力をベースにした徹底的な「電化」が必須と言われております。当社のコアテクノロジーとなるマイクロ波プロセスは電気を用いて発生させますが、これに自然エネルギー由来の電力を活用することで、化石資源を利用している従来プロセスと比較して大幅な二酸化炭素削減が可能となるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望な製造技術として注目されています。

運輸や通信産業などにおいて馬車から内燃機関、電話からインターネットなどのイノベーションが起る中、化学産業は勃興期と言われている20世紀初頭において生産開始されたドイツにおける1913年高温高压ハーバーボッシュ法によるアンモニア合成や、1940年代のアメリカにおけるナフサ熱分解法よりほとんど姿を変えておらず、未だ重厚長大のエネルギー大量消費型のプロセスが多く残っています。現在、化学産業は、石油、天然ガスや石炭など総計12億トンの化石資源を燃料（全体の約30%）や原料（全体の約70%）として使用しており、世界全体の使用量の約5%を占めています。

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

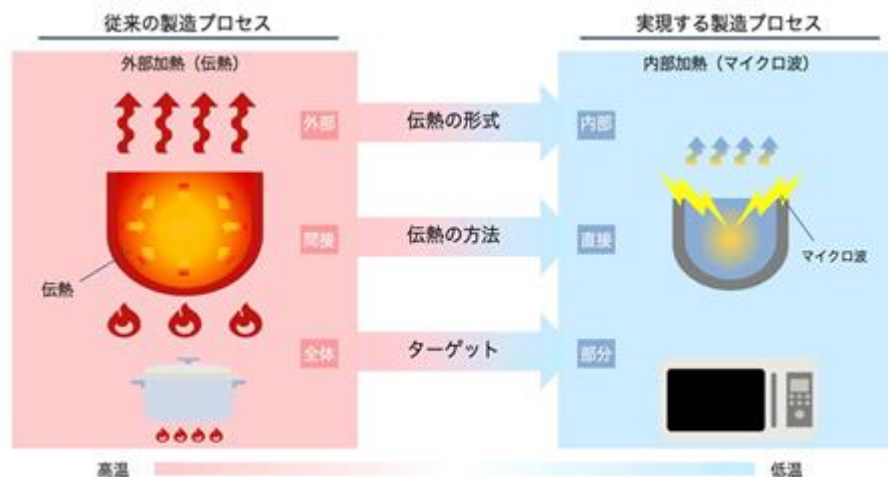
(1) マイクロ波プロセスの原理、優位性及び歴史

伝統的なモノづくりの方法においては、エネルギー伝達手段として、伝熱プロセスが用いられています。ガス、熱媒、蒸気といった熱エネルギーを、空間のある場所から対象物質に移動させることによって、反応を起こそうとするプロセスです。このプロセスにおいては、エネルギー伝達が外部から間接的なものとなり全体を加熱するためにエネルギーロスが生じることから、対象物質の反応に必要な以上のエネルギーが必要となります。また、大規模生産をしようとすると、対象物質へのエネルギー伝達が不均一になってしまうため、収率低下、品質劣化という問題が生じます。

一方、マイクロ波プロセスにおいては、エネルギー伝達の方法が全く異なります。

マイクロ波とは、波長約1mm～1m（300MHz～300GHz）の電界と磁界が直交した電磁波です。

マイクロ波は、特定の物質に内部から直接かつ選択的にエネルギーを伝達できるという特徴を有しており、これにより媒体を介してのエネルギー伝達が不要となるため、必要最小限のエネルギーしか要しません。また、目的とする物質のみが共鳴する周波数のマイクロ波を照射することで、均一にエネルギー伝達することができるため、ムダ・ムラを排除し高収率・高品質を達成します。



このような特徴を有するマイクロ波の化学への適用は、1980年代の電子レンジの改造ラボ装置からスタートしました。そして、現在に至るまで、有機合成を始めとした各種の化学反応において、反応時間短縮、高収率、素材の性能向上などの圧倒的な効果がラボスケールで報告されてきました。しかしながら、2000年に入っても化学プロセスとして大型産業化された例は無く、「化学反応においては、マイクロ波を制御することが困難であり、産業利用することは不可能である」という見解が化学業界の常識となっていました。

(2) 技術プラットフォームの構築

当社は、2007年の創業以来、上述のような常識に挑み、ついにマイクロ波プロセスを用いて年産3,000トン規模での商業生産を実現しました。当社は、その過程で「デザイン力の獲得と強化」及び「要素技術群の開発と蓄積」の2点に着目し、技術プラットフォームを築いてきました。

デザイン力の獲得と強化

■ 反応系のデザイン

各々の物質において、マイクロ波を吸収できる能力(マイクロ波吸収能)は異なり、周波数依存性と温度依存性を示します。最適な反応を得るためには、ターゲット物質に合わせてマイクロ波の周波数を選定する、すなわち「反応系のデザイン」が重要となります。しかし、様々な状態におけるマイクロ波吸収能を測定できる手法は確立されておらず、加えて、膨大なデータ及びノウハウの蓄積が必要となるため、マイクロ波が汎用的なモノづくりプロセスとして採用されるための大きな障壁となっていました。当社はマイクロ波吸収能の測定方法を独自開発・確立し、データベース化を進め、それに基づいた反応系デザインのパターン認識とノウハウ蓄積を進めることで体系化しました。

■ 反応器のデザイン

マイクロ波プロセスにおいては、反応器という閉鎖空間の中でマイクロ波を照射しますが、研究段階では小さな反応器でマイクロ波の優位性検証を行います。一方で、マイクロ波を産業利用するためには、研究段階の小さな反応器を数千から1万倍程度の大きさにスケールアップする必要がありますが、マイクロ波プロセスの反応器デザインにおいては、従来の熱伝導を利用したプロセスにおけるそれとは全く異なった技術が必要となります。

マイクロ波反応器デザインでは、波の特性（吸収・透過・反射）を加味し、マイクロ波の分布(電磁界分布)を制御することが重要となります。しかしながら、反応系デザインに基づいた電磁界分布をデザインする必要があること、加えて、電磁界分布をシミュレーションするためには、各々の物質のマイクロ波吸収能が解析上必要となることにより、スケールアップが困難とされてきました。当社はシミュレーション技術の開発を進め、加熱対象物温度分布等のシミュレーション結果を、実際の反応器内部において高い精度で再現させるために、電磁場解析、熱流体解析を連成させました。また、スーパーコンピュータを導入することにより反応器の大型化、及びマイクロ波分布と流動している加熱対象物とが相互に作用し合う複雑系にも対応可能になりました。さらに、反応器製作後に、その実証データとシミュレーションの齟齬を認識、フィードバックを繰り返すことで精度を上げ、スケールアップの最適解を導くことができました。

要素技術群の開発と蓄積

要素技術群とは、マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するために保有している複数の要素技術で、スケールアップ過程で開発を行ってきたものです。これは、4つのカテゴリに分類され（下表）、さらに20の各技術に細分化されます。

要素技術群	基礎物性評価	物質のマイクロ波吸収能の測定・解析・評価技術
	シミュレーション	電磁波であるマイクロ波の電磁界分布解析、物質の流れの熱流体解析、反応器の構造解析&連成技術
	制御	マイクロ波を安全にモニタリング・制御する技術
	基盤機構	マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するための様々な反応器、装置の設計技術。さらにはそれらを構成するために必要な物理的な機構、パーツの設計技術

技術プラットフォームの確立

当社は、マイクロ波プロセスを産業化する過程で「デザイン力」と「要素技術群」を構築・強化し、これらで構成される技術プラットフォームを確立しました。そして、この技術プラットフォームを用いることで、化学・エネルギー産業における多様な課題に対して最適なソリューションを提供しています。

具体的には、顧客から得た課題に対して、蓄積してきた課題解決データベースから類似系を抽出することにより、顧客から得た課題を解決するための要素技術を複数選定し、初期的な概念検証であるラボ開発フェーズ、または実機導入を見据えた実証開発フェーズにおいて、デザインを行います。

なお、当社が、上述のような技術プラットフォームを確立し、マイクロ波プロセスの産業化に成功した背景として、以下のような点が挙げられます。

1) チーム

問題解決のために、多様な分野の知識を融合したことが挙げられます。具体的には、反応系デザインに関しては、化学、物理、電気、電磁気の知見を有するサイエンティスト、反応器デザインに関しては、化学工学・機械工学の知見を有するエンジニア、シミュレーションのための専門家、加えて、生産技術確立のための、製造技術者といった様々なバックグラウンドを持つ人材が当社には集結しています。

2) インフラ

当社が有するラボは、マイクロ波に特化した大規模な研究設備を備えており、プロセス検討の初期的な研究開発を担っています。特に反応系デザインに重要な周波数のバリエーションは豊富で、一般的な産業部門やラボ機で用いられる周波数は2.45GHzの1種類がほとんどのところを、当社は主に5種類の周波数を使い分けます。また、大阪事業所の「実証棟」は、実機導入のためのパイロット実証施設として機能しています。このように、当社は、研究・開発→実証→事業化すべてのフェーズにおいてソリューションの提供が可能なインフラを有しています。

3) データベース・ノウハウ・実証経験

当社は10年以上にわたり、様々な化学企業と多種多様な化学品に関する共同開発を重ねているため、データベース・ノウハウ・実証経験において、膨大な蓄積を有しております。

(3) 当社の事業内容

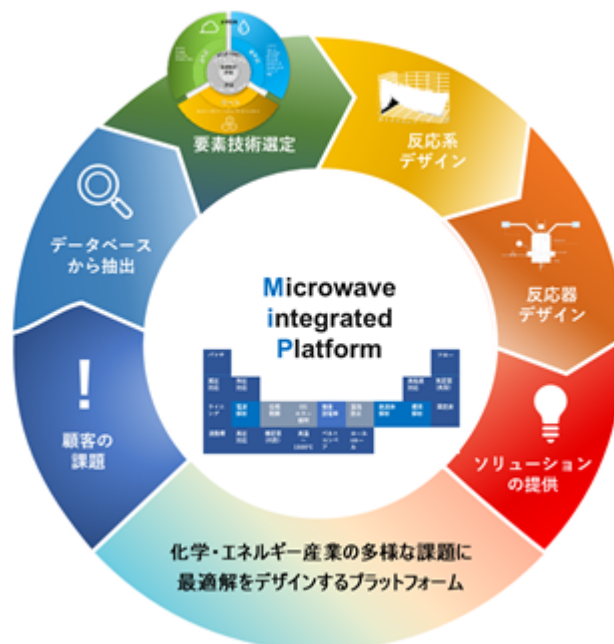
当社は、顧客課題に応じて、研究開発からエンジニアリング・製造支援までをワンストップでソリューションとして提供しています。技術プラットフォームを様々な化学製品の製造プロセスに応用することを目指していますが、化学産業は研究開発段階から商業化まで時間とコストがかかるため、顧客との長期的な関係を構築し安定的な収益を確保します。

当社は、顧客の課題解決を目指して研究開発を行う研究開発会社としての側面と、マイクロ波プロセスを設計して反応器を納入するエンジニアリング会社的な側面を併せ持っております。研究開発及びエンジニアリングのソリューションは4つのフェーズで提供していますが、各フェーズの具体的な実施内容は以下の通りであります。

開発段階のフェーズ1ないし2では、共同開発費や実証機の設計費という形で収益を計上します。顧客が事業化するフェーズ3ないし4では、プロジェクトマネジメントフィーや設計費を計上した上で、顧客がマイクロ波プロセスを導入することによって生み出すことができたコスト削減や付加価値向上などの価値の一部、及び当社が所有するバックグラウンドIPの使用料としてライセンス収入を、一時金やロイヤリティという形で計上します。

中長期的には事業化したパイプラインから得るロイヤリティをはじめとした継続的な収益が当社の利益に貢献することを想定しています。

事業の成功率を高めるためには、当社内でフェーズ0と位置づけている初期段階における開発課題の特定、事業仮説や期待値の設定が重要であり、事業開発チームによる徹底的なヒアリングを実施します。ヒアリング内容をデータベース化し成功パターンを認識し、必要に応じて簡単な試験をすることで、効率の良い案件獲得に繋げていきます。さらに、その前段階となる顧客からの引き合い数を増やすことに注力することで、事業性の高い案件の受注を目指します。



フェーズ1	ラボ開発	概念検証（POC/Proof of Concept）。顧客の課題に合わせたソリューションの検証。マイクロ波を用いた反応系のデザイン。
フェーズ2	実証開発	実機を想定してベンチ機・パイロット機を用いた実証開発。反応器のデザイン。実機導入に向けた経済性の検証。
フェーズ3	実機導入（装置販売）	実機を設計・製作し納入。
フェーズ4	製造支援	多くの顧客がマイクロ波設備の使用経験がないため、生産技術部員を派遣して設備の立ち上げから製造やメンテナンスを支援。



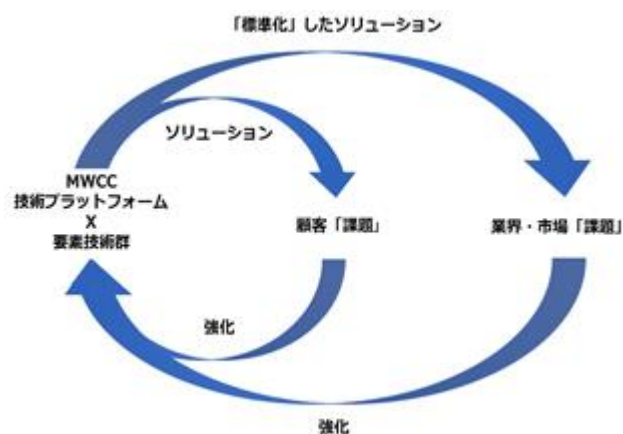
※1 POC: Proof of Conceptsの略。新しい概念・アイデアを実際の開発に移す前に、実現可能性や効果を検証する工程のこと。

※2 ライセンス：マイクロ波設備を導入して実現した顧客価値の一部をライセンスとして、具体的には一時金やランニングロイヤリティという形で収受する。

※3 製造支援・メンテナンス：マイクロ波設備を導入した顧客の製造を支援すること。また、マイクロ波設備を中心に設備のメンテナンスを実施する。

(4) 技術及び事業の標準化

当社の事業は、顧客課題にソリューションを提供すると、これが当社の技術プラットフォームの強化とこれを支える要素技術群の充実につながり、この強化された技術プラットフォームが顧客課題のソリューション力向上に貢献するという、好循環を実現可能な事業モデルです。これは、ソリューションの提供を通して獲得した装置・プロセスを中心とした知財・ノウハウを当社がある程度自由に展開できる自律拡張的な仕組みとしているからですが、顧客から見ても過去に積み重ねたバックグラウンドIP・ノウハウを含む技術プラットフォームを低コストで活用でき、メリットを享受することができます。



さらに、技術プラットフォームを「標準化」し、特定の顧客ではなく、業界・市場に共通した「課題」に対するソリューションを提供することで、技術を横展開しスケールする事業を実現します。

具体的な例としては、ケミカルリサイクル事業、鉱山プロセス事業があります。

ケミカルリサイクル事業

サーキュラーエコノミー構築の為に、廃棄プラスチックを分解し、再度、化学品の原料として利用できるようにする事業であり、マイクロ波熱分解技術を標準化して、家電や車などに使われているプラスチックからレジ袋まで多様な廃棄プラスチックに対応することで、事業の横展開を目指しています。当社では2021年3月期からマイクロ波技術を用いたケミカルリサイクルへの取り組みを開始し、これまで計20社以上×30件以上のプロジェクトを通じて要素技術を蓄積してきました。今後も大阪事業所に実証設備を導入して、多様なプロジェクトを通じて得られた技術の標準化を進めるとともに、パートナー企業との共同開発案件の早期の事業化・社会実装を目指します。

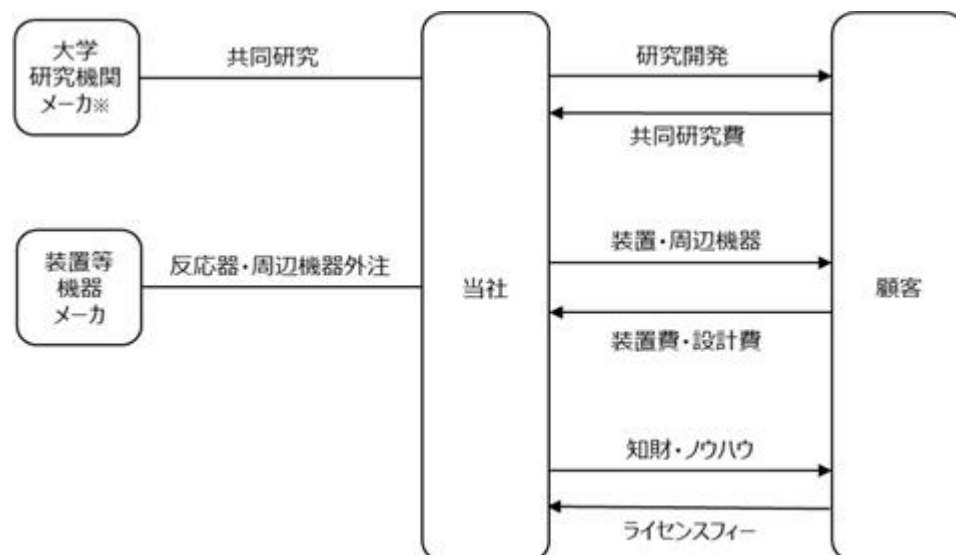
鉱山プロセス事業

金属製錬/鉱山プロセスにおける、煅焼・焼成・還元などの、従来工程で化石燃料を燃焼し大量の二酸化炭素を排出する工程を、電気で発生するマイクロ波プロセスに置き換えることをビジョンとする事業で、標準化装置を自己投資して開発し、各共同開発案件に汎用的に活用することで、プロジェクトの投資コストを抑え、開発スピード・確度を上げることを目指しています。

標準化装置の開発事例として、マイクロ波を利用した鉱石の高温焼成・反応に対応可能な標準ベンチ装置を2024年3月に大阪事業所に完工しました。当社独自で開発したため今後あらゆるプロジェクトへ展開することができ、実際に当該装置を用いて、大太平洋金属株式会社との共同開発におけるニッケル鉱石の煅焼及び還元に成功しています。

(5) 事業系統図

上記事業モデルを、以下の事業系統図に示します。なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであります。



※ マグネトロン等の周辺機器を製造しているメーカー

(6) 用語

本書で使用する用語の解説は次のとおりであります。

用語	用語の解説
伝熱	熱エネルギーが空間のある場所から別の場所に、物質によって移動する現象
バックグラウンド I P	もともと自社が所有する知的財産
反応器	化学反応を起こさせる装置。リアクター、反応炉とも言う
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること（環境省「脱炭素ポータル」より）
再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは異なり、太陽光、風力、地熱、バイオマス等、エネルギー源として持続的に利用することができるもの
ベンチ機	パイロット機設計に先立ち、必要な設計データ収集のために試験的に組み立てる、ラボで行う研究とパイロット機を用いた試験の中間の位置づけの試験で使われるプラント
パイロット機	実機設計に先立ち、必要な設計データ収集のために試験的に組み立てる、ほぼ実機と同様の機能を持った試験段階と実用の段階との中間の位置づけとなるプラント
電磁場解析	反応器内に照射されたマイクロ波がどのような状態で反応器内及び加熱対象物内に分布するのか、また効率よくマイクロ波を照射するために反応器のどの部分から照射すれば良いかなどを決めるために、専用のコンピューターシミュレーターを用いて解析すること
熱流体解析	反応器内に存在する気体、液体、固体（粉体）などが、その中でどのような動き（流れ）をしているのか、それに伴い熱がどのように伝播するのかを専用のコンピューターシミュレーターを用いて解析すること
連成解析	2つ以上の物理現象が相互に及ぼす影響を考慮した解析をすること
パイプライン	フェーズ1（ラボ開発）、フェーズ2（実証開発）、フェーズ3（実機導入）、フェーズ4（製造支援）のいずれかにある開発プロジェクト

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
49（5）	43.3	4.6	7,646,890

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針及び経営環境

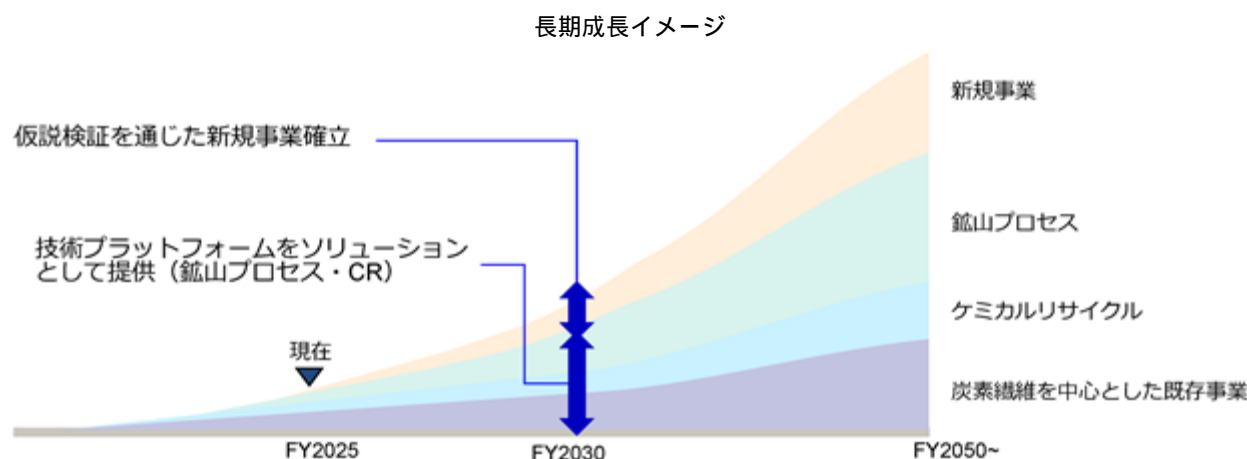
化学産業は、わたしたちの生活には欠かせない医薬品からスマートフォン、航空機など幅広い分野へ原料を提供する産業として世界経済の発展を支えてきました。しかしながら、今もなおエネルギーを大量に消費する重厚長大型の製造工程が主流で、大量の産業用エネルギーを消費、二酸化炭素ガスを排出しており、製造プラントは広大な敷地を要します。

化学反応にはエネルギーが必要となります。化学産業は、勃興期から、「外部から」、「間接的に」、「全体を」加熱してエネルギーを伝達してきました。一方、電子レンジにも使われているマイクロ波は、「内部から」、「直接」、「特定の物質だけに」エネルギーを伝達します。当社はこのマイクロ波の特性を活用して化学反応をデザインし、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」・「高品質」なものづくりを実現する製造プロセスを提供します。

さらにマイクロ波プロセスは再生可能エネルギー由来の電力を活用することで大幅に二酸化炭素の排出を減らすことができます。各国政府が約束した2050年のカーボンニュートラルは遠い未来のように思われますが、化学産業をはじめとした重厚長大な製造業の設備更新サイクルは40年であり、国際エネルギー機関（IEA）が発表したNet Zero by 2050 A Road Map for the Global Energy Sector IEA(2021年5月)では今後10年以内に、約30%の設備が設備改善の為に大規模投資が必要とされる25年目の寿命を迎えると言われております。カーボンニュートラルを実現するためには、それまでに、新しい革新的な技術を導入可能な状態にしなければいけません。また、一般的に新技術が実用化されるためには10年程度必要なことを考えますと、当社としては「今」新しいソリューションの開発に着手をする必要があると考えております。

(2) 経営戦略等

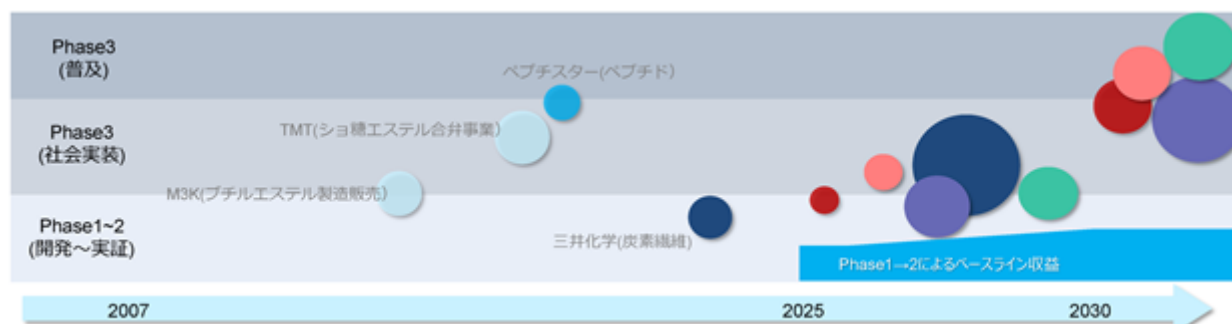
当社は、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指しています。これを実現する為に、技術プラットフォームを用いて幅広い顧客や業界が抱える課題に対してソリューションとして提供します。当社の戦略としては、このマイクロ波技術のソリューション提供（提携事業）を中核としつつ、新規事業の創出を両輪とした成長戦略を展開します。具体的な成長戦略は以下の通りです。



提携事業の深化

当社がこれまでに取り組んできた、炭素繊維製造、鉱山プロセス、ケミカルリサイクルなどの事業領域における開発案件を提携先と共に着実にPhase 3（実機導入）に持って行き、社会実装を進めます。実機導入による大型収益を目指すとともに、技術・装置の標準化を進めることで長期的な粗利率の改善・リードタイム短縮化を目指します。具体的な技術標準化施策としては、鉱山プロセス新規標準実証装置への開発投資、既存標準ベンチ装置のアップグレードなどを想定しています。

マイクロ波ソリューション事業の事業拡大イメージ



また、マイクロ波装置のスケールアップに伴い発振器コストが増加し納期も長期化しており、提携事業における利益を圧迫していたことから、2026年6月期より内製化に向けた開発を進め、コストダウンを目指します。

新規事業探索

戦略仮説の立案と仮説検証のサイクルを回しながら新規事業の探索を行い、2030年までに継続収益の獲得を目指します。具体的には、(i)マイクロ波の他分野への展開（例：半導体材料領域）、当社の事業開発・ラボ・エンジニアリングの一貫した機能を活用した、()マイクロ波以外の新規ソリューションの既存顧客への提供、小規模M&Aを想定しています。

当社提供価値の拡大イメージ

当社提供価値		技術プラットフォーム			
		マイクロ波	[TBD]	[TBD]	[TBD]
事業分野	化学	製造効率化・脱炭素	●	-	-
		新素材	●	-	●
		リサイクル	●	●	-
	金属	製造効率化	●	-	●
		リサイクル	●	●	-
	[半導体]	製造効率化	●	-	●
		リサイクル	-	●	-

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

新規案件を獲得し共同開発からスタートをした案件が、実証開発へ、そして最終的には、実機導入にまでステージアップすることが重要となります。これをモニタリングするために重視をしている経営指標としては、1)新規契約獲得数、2)契約総数、及び3)フェーズ別売上高があります。

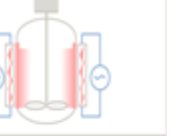
(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が優先的に対処すべき課題は下記のように考えております。

開発戦略

要素技術の開発、データベースの充実、ノウハウの整備、及びアカデミアとも協力をした技術の体系化をはかり効率的な開発体制を構築します。また、発信器など当社が競争優位を持たない分野については、外部機関とも積極的に協力することで技術プラットフォームを強化します。当社の強みは、マイクロ波化学において、研究開発から実証開発・エンジニアリング迄をワンストップで提供できることですが、これを可能とする要素技術群で構成されるインフラの開発投資を進めます。顧客の開発に共通的に使用できる設備を持ち、かつ、ラボ装置は市販されているものでは不十分な為、当社で開発し整備することで、安価かつ高品質なソリューションを提供することが出来る体制を構築します。

また、「電化」の製造技術という観点から競合技術の動向にも注意を払いながらスピードを落とさずに開発を行う必要があります。一方で、マイクロ波加熱以外の有力な手段となるIH加熱・電気ヒーター加熱は、従来の化石燃料による加熱と同様に伝熱を基本とする技術で、直接エネルギーを伝えるマイクロ波と比較して、エネルギー変換効率が低く、スケールアップ難易度が高いため、その優位性を活かして社会実装を進めることを目指します。

	マイクロ波加熱	IH加熱(誘導加熱)	電気ヒーター加熱
			
大型化			
	容易	制限あり	制限あり
エネルギー効率			
	高	中	低
温度範囲			
	-100°C 0°C 1,000°C	-100°C 0°C 1,000°C	-100°C 0°C 1,000°C

事業開発体制

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このためには、当社の技術を理解・発信し顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制を構築し強化を図るために、継続的な人材採用と組織づくりが必要となります。

また、顧客の化学メーカーにとって、これまでに導入した実績がない技術であるマイクロ波化学プロセスを導入することは、経営的な判断となります。当社がスムーズな技術導入を実現するためには、開発の初期段階より顧客側経営層からの理解が必要となり、その為に経営レベルでの関係構築及び経営目線での価値提言に努めて参ります。

研究開発体制

当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは、化学メーカー等とのアライアンス戦略における競争優位の源泉となっています。したがって、今後も継続的に充実を図り、当社の競争優位をより強固とするための研究開発の継続が重要であり、それを可能とする体制の構築・強化が課題であると認識しており、継続的な人材採用及び育成が重要と考えております。

人材確保

マイクロ波化学は業際分野であり、化学、物理（電磁気学）、エンジニアリングなどの専門家から構成される開発体制を構築する必要があります。また、単に技術を提供するだけでなく、顧客の製造迄支援するためには、エンジニアについても、プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者からなる多様な技術者をバランス良く継続的に採用する必要があります。

さらに、当社が、今後も持続的に成長するためには、パイプラインの拡大を常に行う必要があり、それを推進する人材の確保は重要な課題となります。特に、各プロジェクトの研究開発から事業化までをマネジメントできるプロジェクトリーダー級の即戦力人材の確保に努めてまいります。



経営管理体制

当社が継続的な開発パイプラインの拡充及び新規事業探索を進める上で、パイプラインの進捗管理、予実管理等を行うための経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、パイプラインの進捗モニタリングを行うための内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。
文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、成長途上の会社であり、経営の規模拡大と健全性・透明性の確保を両立させていくことが、企業価値の持続的な増大のために必須であると認識しております。

その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要課題と考えており、全社の活動において内部統制を有効に機能させることを目指しております。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図っております。

取締役会は、重要な経営事項の審議及び意思決定を行う機関と位置付けており、原則として毎月1回定期的に開催するほか、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時に開催し、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しています。

監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの状況を監視するとともに、取締役の業務の執行が適法かつ適切に行われているかを監査しており、監査等委員が取締役会に出席することで、議事内容や手続き等につき確認しております。

また、日常的に業務を監査する役割として、内部監査担当者を置き、内部監査を実施し、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。

(2) リスク管理

当社は、リスクを適切に識別し、評価し、及び管理するため、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については取締役会において十分に審議するとともに、担当部署にて規則・ガイドラインなどの案を策定しております。

また、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規則・ガイドラインに従い迅速かつ適切に対応する体制を整備しているほか、役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施しております。

(3) 戦略

当社は、「Make Wave, Make World 世界が知らない世界をつくれ」というミッションのもと、「100年以上変わらない化学産業を革新し、モノづくりの世界を変革する - マイクロ波プロセスをグローバルスタンダードに - 」をビジョンとして掲げております。

これらを実現する上で、「自律的なプロフェッショナル集団の形成」が人的資本領域における最重要課題であると認識しており、それに沿った人材育成方針及び社内環境整備方針を採用しており、具体的には次のとおりであります。

(a) 多様な人材の確保

マイクロ波化学は業際分野であり、化学、物理（電磁気学）、エンジニアリングなどの専門家から構成される開発体制を構築する必要があります。また、単に技術を提供するだけでなく、顧客の製造まで支援するためには、エンジニアについても、プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者等多様な人材が必要となります。当社は、継続的に多様な人材の採用及び育成を行うことが重要であると考えております。

(b) プロジェクトリーダーの育成

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このような体制を支える人材として、当社の技術を理解・発信し、顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を担える人材、及び各プロジェクトの研究開発から事業化までをマネジメントできるプロジェクトリーダー級の人材の採用及び育成が重要であると考えております。

(c) 人事制度および育成制度の充実化

当社は、上記のような人材を採用及び育成するため、社員に期待するスキル・行動・コーポレートValueの要件を記述した「コンピタンス」を独自に定め、これを用いた人事制度を策定し、導入しております。

また、「コンピタンス」と社員一人ひとりの能力・キャリア志向に応じたミッションを有機的に結びつけた目標設定、進捗管理及び評価により、各社員の継続的な能力開発及び育成を図っております。

(4) 指標及び目標

当社における人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績は下表のとおりです。

指標	2025年3月期 (実績)	2026年6月期 (目標)
従業員数	49人	59人

3【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 技術の応用領域の拡大について

当社は、従来困難とされてきたマイクロ波プロセスの大型化に成功し、大規模マイクロ波化学工場である「M3K」の立ち上げに成功した後、食品添加物、医薬品、炭素素材、石油化学プロセス、電子材料、金属製錬/鉱山プロセスなど多様な分野へと応用領域を拡大してまいりました。このように、マイクロ波プロセスは、基礎化成品、機能性化成品、燃料、鉱石など様々な領域に応用可能であると考えておりますが、新しい技術領域であり不確実性が高いため、当社技術の市場への浸透が計画通りに進まない場合、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規参入・技術革新について

当社は、独自に構築したプラットフォーム技術を事業基盤としており、マイクロ波化学分野においては強固な競争優位性を確保しているものと考えております。しかしながら、当社を上回る研究開発能力を備えた新規参入企業が出現すること、または当社の特許技術に抵触しない技術をもって当社を上回る技術が開発されることも考えられます。

当社としては、数多くの領域でマイクロ波プロセスによるプラント建設を進めマイクロ波化学に関する知見を蓄積することで、この競争優位性をより強固なものにできると考えておりますが、新規参入企業の出現や当社を上回る技術の開発により、当社の競争優位性が低下する結果、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、マイクロ波に対する代替技術を持った事業者の新規参入や、技術革新によりニーズが減退し、業界環境そのものが著しく変化する可能性があります。顧客ニーズの変化を先読みして、競合技術を継続的に観測し、この結果を当社の技術開発に活かしていくことで対処したいと考えております。

(3) 知的財産について

当社の事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はなく、現時点においては、当社の事業に関し他者が保有する特許権等への侵害により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。また、技術調査等を継続して行って侵害事件を回避するよう努めております。ただし、当社のような研究開発型の企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難です。今後、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、弁護士や弁理士と協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針ですが、当該第三者の主張の適否にかかわらず、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があり、また、当社の技術に関しては、細心の注意を払って管理しておりますが、第三者が当社の技術を侵害した場合であっても、解決に時間及び多額の費用を要する可能性があります。その場合には当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現状、要素技術群において、反応系デザインが中心の共通の要素技術である、基礎物性評価、シミュレーション、制御は秘匿化し、反応器デザインが中心の個別の要素技術である基盤機構は特許化、公知化する戦略をとっており、このようにして積み重ねた知財は当社の強みとなっております。

(4) 多額の研究開発費の発生について

当社の第18期事業年度の研究開発費の総額は437,647千円です。マイクロ波プロセスは、基礎化成品、機能性化成品、燃料、鉱石など様々な領域への応用が可能であると考えられます。当社はマイクロ波化学産業を興し同産業におけるリーディングカンパニーとなることを目指し、グリーン、ケミカルリサイクル、鉱山プロセスを重点領域として複数の次世代パイプラインの研究開発を進めています。これら研究開発が当初計画よりも遅延する場合、または当初期待していた結果が得られない場合、研究開発費用が当初計画よりも増大し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 収益計上が変動する傾向について

当社の事業収益は、共同開発契約に伴う開発一時金の収受によるものが中心であるため、その計上時期や金額によっては事業収益、当期純利益（損失）は不安定に推移する可能性があります。

(6) パイプラインの進捗について

当社は共同開発契約を締結するにあたり、研究開発目的ではなく、事業化の達成が目的であることを確認しております。事業化までのロードマップを事前合意し、マイルストーン毎に契約を締結しておりますが、開発が難航した場合や、顧客における経営方針の変更、業績悪化等に伴う予算削減等がなされた際には、開発の継続が困難となる場合があります。また、事業化段階であるフェーズ4においては、ライセンス収入等の継続収益が発生することを想定しておりますが、本書提出日現在において、継続収益の計上実績はありません。今後、開発の進捗によりフェーズ4に到達するパイプラインが増加し、継続収益が発生することを見込んでおりますが、顧客の事業状況によってはパイプラインの事業化が困難となる場合があります。

以上のように、当社の想定どおりにパイプラインが進捗しない場合において、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の取引先に売上が集中する可能性について

当社は多数の企業と共同開発を実施しておりますが、売上単価が大きいフェーズ2以降の案件について、現時点では特定の取引先からの売上が一定の割合を占めています。今後、フェーズ1の案件がフェーズ2へとステージアップすることで、このような状況は解消されと考えておりますが、開発の進捗に偏りが生じた際には、本状況が発生する可能性があります。

(8) 業績の不確実性について

過年度の業績推移について

当社がソリューション提供型のビジネスを開始したのは第11期であり、第13期、第16期及び第18期以外においては、当期純損失を計上しております。

今後、さらなる事業拡大を推進してまいります。過年度の経営成績が今後の当社の経営成績等を判断する材料としては、不十分である可能性があります。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは、現状においては困難であると思われます。

研究開発投資について

当社は、マイクロ波プロセスの基盤技術確立、応用領域拡大のため、設備機器の導入、研究員及びエンジニアの増員等、研究開発にかかる先行投資を積極的に実行しております。

今後も、研究開発にかかる先行投資を継続するとともに、事業開発を強化することで、共同開発契約やライセンス契約の締結による収益の計上に努めてまいります。研究開発の効果が十分に得られない場合や、事業開発が計画通りに進まない場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材及び組織について

少数の事業推進者への依存について

代表取締役社長CEOである吉野巖は、経営戦略の策定、事業開発の推進において重要な役割を果たしております。また、代表取締役CSOである塚原保徳は、創業以前はマイクロ波化学分野の研究者として活動しており、同分野における豊富な知見を活かして、創業当初から当社研究開発の中心的存在であり、現在もその推進に重要な役割を担っております。

当社では、これらの取締役役職に過度に依存しない経営体制を築くために、研究開発、事業開発の遂行にあたって、幹部人材の採用や、各種会議体の設置によって意思決定やノウハウ蓄積を組織的に行うなど、経営組織の強化を進めております。しかしながら、仮に経營業務に関して、これら取締役役職への依存度が高い状態で推移し、かつ、これら取締役の事業への関与が何らかの理由により困難となった場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

少人数組織であることについて

当社は、当事業年度末現在、従業員54名（臨時雇用者含む）と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっております。当社においては、業務上必要な人員の増強及び内部体制の充実を図っていく方針であります。必要な人材を獲得できない場合、人材流出が生じた場合及び代替要員の不在等の問題が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報管理について

当社のプラットフォーム技術及びパイプラインの開発並びにその他事業遂行等に関する重要な機密情報が流出するリスクを低減するために当社は、役職員、顧問、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めています。しかしながら、役職員、顧問、取引先等によりこれが遵守されなかった場合等には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合には当社の事業や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法令規制等について

当社は、法令の遵守を基本として事業を進めておりますが、製造物責任、消防法、電波法、廃棄物処理責任、環境・個人情報保護関連、税制関連等において、さまざまな法的規制を受けており、今後更にその規制が強化されることも考えられます。そのような場合、事業活動に対する制約の拡大やコストの増加も予想され、当社企業の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損について

当社は、マイクロ波プロセスの技術プラットフォームを構築すべく、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を取得・保有しております。これらの資産の取得にあたっては事前に必要性や収益性を十分に検証した上で決定しておりますが、研究開発の効果が十分に得られないこと、事業開発が計画通りに進まないこと、または経営環境や事業の状況の著しい変化等により、収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失の計上により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 業績の季節的変動について

当社の主要顧客である化学企業においては、新年度直前の3月までに研究開発予算の獲得が行われるため、当社との共同開発は第1四半期または第2四半期に開始することが多くなります。その結果、当社の収益が計上される共同開発の完了時期が下半期に偏重する傾向にあります。また、大型案件の完了時期による影響があります。これに対して販売費及び一般管理費は、その大部分が固定費であることから、利益の割合も下期に偏重する傾向にあります。投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

第18期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の各四半期会計期間の売上高
 （単位：千円）

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
69,158	256,235	351,876	931,133	1,608,403

(14) 検収時期の変動について

共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル、機器等の成果物を納品し対価を得ており、顧客による成果物の検収が完了した時点で収益を認識しております。

このような契約において、顧客と合意の下、開発状況に応じた開発期間の延長等を行うことにより、顧客による成果物の検収が当初予定よりも遅れた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害、事故、テロ、戦争などについて

当社は大阪府吹田市において研究開発、大阪市住之江区において実証開発を実施しておりますが、地震、台風等の自然災害の影響を受ける可能性があります。同様に火災等の事故災害、テロ、戦争等が発生した場合、開発拠点の設備等に大きな被害を受け、開発が遅延、または中止を余儀なくされる可能性があります。また、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、結果として、当社の事業戦略及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の資産合計は2,124,539千円となり、前事業年度末に比べ229,565千円増加しました。

これは主に、現金及び預金が22,309千円、リース資産が19,936千円それぞれ減少したのに対し、売掛金が294,232千円、仕掛品が27,835千円、ソフトウェアが15,408千円それぞれ増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は1,060,531千円となり、前事業年度末に比べ21,849千円増加しました。

これは主に、契約負債が157,875千円、未払法人税等が18,818千円それぞれ減少したのに対し、長期借入金151,440千円、買掛金が64,013千円、1年内返済予定の長期借入金20,706千円それぞれ増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は1,064,007千円となり、前事業年度末に比べ207,715千円増加しました。

これは、利益剰余金が161,482千円、資本金及び資本準備金がそれぞれ23,116千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

製造業の中でも化学産業は、原料や素材を担う産業として経済の発展を支えてきました。しかしながら、多くの製品や製法にイノベーションが起こる中、同産業は長きにわたってその登場からほとんど姿を変えておらず、現在も未だ重厚長大のエネルギー大量消費型のプロセスが多く残っています。

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

当社は、「デザイン力」及び「要素技術群」からなる技術プラットフォームを駆使して、顧客課題に応じて、ラボ開発、実証開発といった研究開発フェーズから、実機製作、製造支援といった事業フェーズまでをワンストップでソリューションとして提供しております。現在では、炭素素材、ケミカルリサイクル、金属製錬/鉱山プロセス、電子材料、医薬品などの幅広い分野において研究開発のパイプライン拡充及び積極的な事業開発活動を行っております。

近年、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、「カーボンニュートラル」を目指す動きが世界的に加速しております。わが国でも2020年10月、臨時国会で「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受け、経済産業省により2兆円のグリーンイノベーション基金が造成されるなど、二酸化炭素排出の削減を経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援を行う機運が高まっております。

マイクロ波プロセスは、従来の「外部から」「間接的」「全体」にエネルギーを伝達するプロセスに対して、「内部から」「直接的」「ターゲットした物質」に効率的にエネルギーを伝達することが可能であり、エネルギー削減を実現することができます。さらに、2000年代以降、安価、かつ発電量が増えてきた自然エネルギー由来の電気と組み合わせた「電化」のプロセスとして大幅な二酸化炭素削減が可能であるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望なキーテクノロジーとして注目されております。

実際に当社では複数の化学企業と協業しながら、従来の製造プロセスを当社技術プラットフォームによって革新していく共同開発プロジェクトを進めております。具体的に当事業年度に推進した主要な開発プロジェクトとして下記が挙げられます。

- (1) 金属製錬/鉱山プロセスにおけるマイクロ波を利用した標準ベンチ装置を完工。
- (2) ニッケル鉱石の製錬技術に関する大平洋金属株式会社との共同開発において、マイクロ波標準ベンチ装置を用いたニッケル鉱石の煅焼及び還元に成功。
- (3) 株式会社MiRESSOとの間でベリリウム製造実証におけるマイクロ波加熱反応器の設計及び製造に関する業務委託契約を締結。
- (4) 鉱石製錬用のマイクロ波回転炉床炉の設計及び製造に関する中外炉工業株式会社との戦略的提携を発表。
- (5) 南鳥島沖海底に存在するマンガンノジュール鉱石の製錬に関して、東京大学が採択された東京都の支援事業に参画し、マイクロ波を用いた鉱石の煅焼試験を開始（「GX関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業」における「海底鉱物資源の製錬方法の開発」）

- (6) マイクロ波ケミカルリサイクルにおいて、「小型分散型」「連続式」の技術形態を検証することを目的として、連続運転可能な実証機を完工。
- (7) 株式会社レゾナック・ホールディングスと進めていた、使用済みプラを直接基礎化学品へ再生するケミカルリサイクルの共同開発において、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「グリーンイノベーション基金事業」に採択され、技術開発を本格化。

このように、既存の開発案件を着実に進めつつ、新領域の開発案件獲得にも取り組んだ結果、当事業年度は、新規案件獲得数は通期計画29件に対して24件、契約済みの案件総数は通期計画61件に対して71件となりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高1,608,403千円（前年同期比13.7%の減少）、営業利益187,394千円（前年同期比39.4%の増加）、経常利益182,126千円（前年同期比39.1%の増加）、当期純利益161,482千円（前年同期は944,895千円の当期純損失）となりました。

また、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ22,309千円減少し507,095千円となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、73,516千円の支出（前事業年度は205,747千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益164,332千円、減価償却費101,904千円、固定資産除却損31,694千円、未収入金の減少額69,683千円、仕入債務の増加額64,013千円を計上したのに対し、売上債権の増加額294,232千円、契約負債の減少額157,875千円、棚卸資産の増加額31,293千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、147,235千円の支出（前事業年度は797,816千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出117,001千円、有形固定資産の除却による支出29,809千円を計上したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、198,443千円の収入（前事業年度は124,794千円の支出）となりました。これは主に、リース債務の返済による支出19,936千円を計上したのに対し、長期借入れによる収入180,000千円、株式の発行による収入46,233千円を計上したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b．受注実績

当事業年度の受注実績は、次のとおりであります。なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、売上高の主な内訳別に記載しております。

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
フェーズ1(千円)	246,730	51.4
フェーズ2(千円)	873,116	85.2
フェーズ3(千円)	15,000	-
フェーズ4(千円)	656	-
その他(千円)	543	2.0
合計(千円)	1,136,046	74.1

ｃ．販売実績
当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、売上高の主な内訳別に記載しております。

区分	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	前年同期比 (%)
フェーズ 1 (千円)	258,480	45.7
フェーズ 2 (千円)	1,330,223	104.4
フェーズ 3 (千円)	15,000	-
フェーズ 4 (千円)	656	-
その他 (千円)	4,043	16.8
合計 (千円)	1,608,403	86.3

(注) １．最近 2 事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)		当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)MiRESSO	-	-	187,000	11.6
大日本印刷(株)	-	-	178,000	11.1
三井化学(株)	866,123	46.5	-	-

２．最近 2 事業年度の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末日における資産及び負債、会計年度における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

なお、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものはありません。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度における財政状態及び経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フロー、資本の財源及び資金の流動性

当社は、基盤技術の強化をはかるべく、積極的に研究開発活動を実施してまいりましたが、今後も継続して実施する方針であり、必要な資金は、自己資金、金融機関からの借入金、新株発行による調達資金により充当することとしております。

当社の資金の流動性については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の分析

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第 2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、1)新規契約獲得数、2)契約総数、及び3)フェーズ別売上高を主な経営指標として重視しており、各指標の進捗度は以下のとおりです。

新規契約獲得数及び契約総数

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
新規契約獲得数	27件	27件	24件
契約総数	61件	64件	71件

フェーズ別売上高

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
フェーズ1	567,193千円	565,112千円	258,480千円
フェーズ2	593,960千円	1,274,108千円	1,330,223千円
フェーズ3	35,000千円	-	15,000千円
フェーズ4	-	-	656千円
その他	19,200千円	24,100千円	4,043千円
合計	1,215,353千円	1,863,320千円	1,608,403千円

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、マイクロ波プロセスの研究開発に取り組んでおり、当事業年度は、以下を重点領域として、技術プラットフォーム強化を行いました。

(1) シミュレーション精度向上

前事業年度より引き続き、数値解析と実験の結果比較例を増やし、両者に差異を与える因子を抽出し、それらの因子に着目する形でモデル化(抽象化)の手法の体系化に取り組みました。これにより、精度が高く効率の良い開発が可能となります。

(2) 複素誘電率・測定技術向上

マイクロ波反応器デザインにおける電磁場解析の精度を左右する物性値「複素誘電率」の測定を反応条件下で行う高温複素誘電率測定装置を新設し測定技術の開発に取り組みました。

(3) 標準装置開発

鉬山プロセス、ケミカルリサイクルなどの共通性の高い技術領域において、ラボ機及びベンチ機の設計・製作に取り組みました。これにより、実験操作の標準化、対応可能な案件の増加が可能となり、早期事業化に向けた開発効率の向上が期待されます。

(4) 鉬山プロセスにおける回転炉床炉開発

中外炉工業株式会社と戦略的提携を行い、マイクロ波を利用した鉬石製錬用の革新的な回転炉床炉の設計・製造を推進しました。

2025年3月31日現在、研究開発部は18名、エンジニアリング部は16名在籍しており、これは総従業員数の69.4%に当たります。

当事業年度の研究開発費の総額は437,647千円であります。

なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

第 3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は92,291千円であり、主として、本社ラボ及び大阪事業所における研究開発設備の増強によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしておりません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

2025年 3 月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額									従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び装 置 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (大阪府 吹田市)	研究設備	14,513	-	88,814	-	2,117	-	-	-	105,445	32 (2)
大阪事業所 (大阪市 住之江区)	研究設備	150,103	37,793	168,008	0	2,162	295,435	50,896	(-) [5,982.87]	704,401	17 (0)

- (注) 1 . 土地の[]は賃借土地の面積を外数で記載しております。年間賃借料は39,756千円であります。
- 2 . 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外数で記載しております。
- 3 . 現在休止中の主要な設備はありません。
- 4 . 当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	53,000,000
計	53,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	15,852,700	15,852,700	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	15,852,700	15,852,700	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a 第3回新株予約権 2018年3月30日臨時株主総会決議及び2019年3月28日取締役会決議

決議年月日	2019年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 31
新株予約権の数(個)*	5,984
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 598,400(注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	302(注)2,7
新株予約権の行使期間*	2021年3月29日から 2029年3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 302(注)7 資本組入額 151(注)7
新株予約権の行使の条件*	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注)6

*当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2.(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3.(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、（ ）当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、（ ）当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - 権利者が取締役、執行役又は監査役の身分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- 5 . 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 . 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第 2 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 3 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
- 7 . 2022年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b 第4回 新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議及び2020年3月13日取締役会決議

決議年月日	2020年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)*	250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 25,000(注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	431(注)2,7
新株予約権の行使期間*	2022年3月14日から 2030年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 431(注)7 資本組入額 216(注)7
新株予約権の行使の条件*	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注)6

*当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2.(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3.(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
- (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、（ ）当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数に乗じて得た金額とし、（ ）当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数に乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
- 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
- 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
- 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
- (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
- 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
- (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- （１） 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - （２） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （３） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。
 - （４） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - （５） 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第３項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - （６） 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - （７） 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年４月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c 第4回 新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議及び2020年7月15日取締役会決議

決議年月日	2020年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28
新株予約権の数(個)*	642
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 64,200(注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	431(注)2,7
新株予約権の行使期間*	2022年7月16日から 2030年7月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 431(注)7 資本組入額 216(注)7
新株予約権の行使の条件*	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注)6

*当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

- (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

- 2.(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

- 3.(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
- (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、（ ）当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数に乗じて得た金額とし、（ ）当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数に乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
- 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
- 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
- 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
- (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
- 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
- (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- （１） 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - （２） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （３） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。
 - （４） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - （５） 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第３項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - （６） 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - （７） 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年４月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d 第4回 新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議及び2020年8月19日取締役会決議

決議年月日	2020年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14
新株予約権の数(個)*	374
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 37,400(注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	431(注)2,7
新株予約権の行使期間*	2022年8月20日から 2030年8月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 431(注)7 資本組入額 216(注)7
新株予約権の行使の条件*	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注)6

* 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2.(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3.(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が 1 個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に 1 株未満の端数があるときは、会社法第 283 条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
() 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における 1 株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数に乗じて得た金額とし、
() 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近 30 取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における 1 株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数に乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - 権利者が取締役、執行役又は監査役の身分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- （１） 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - （２） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （３） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。
 - （４） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - （５） 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第３項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - （６） 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - （７） 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年４月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e 第4回 新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議及び2021年2月1日取締役会決議

決議年月日	2021年2月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11
新株予約権の数(個)*	90
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 9,000(注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	431(注)2,7
新株予約権の行使期間*	2023年2月2日から 2031年2月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 431(注)7 資本組入額 216(注)7
新株予約権の行使の条件*	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注)6

* 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2.(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3.(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
- (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、（ ）当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、（ ）当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
- 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
- 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
- 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
- (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
- 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合

- (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- 5 . 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 . 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第 2 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 3 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
- 7 . 2022年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

f 第5回新株予約権 2021年6月25日定時株主総会決議及び2022年1月31日取締役会決議

決議年月日	2022年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 23
新株予約権の数(個)*	716
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 71,600(注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	461(注)2,7
新株予約権の行使期間*	2024年2月1日から 2032年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 461(注)7 資本組入額 231(注)7
新株予約権の行使の条件*	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注)6

*当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2.(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3.(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
- (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、（ ）当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、（ ）当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
- 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
- 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
- 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
- (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
- 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合

- (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- 5 . 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
- 6 . 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第 2 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 3 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
- 7 . 2022年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年 6月26日 (注) 1	-	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 6,697	-	2,298,446	235,002	-
2022年 3月31日 (注) 2	普通株式 109,434 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 6,697	普通株式 134,434	-	2,298,446	-	-
2022年 4月 1日 (注) 3	普通株式 13,308,966	普通株式 13,443,400	-	2,298,446	-	-
2022年 6月23日 (注) 4	普通株式 1,700,000	普通株式 15,143,400	473,110	2,771,556	473,110	473,110
2022年 6月30日～ 2023年 3月31日 (注) 5	普通株式 214,000	普通株式 15,357,400	29,497	2,801,053	29,497	502,607
2023年 4月 1日～ 2024年 3月31日 (注) 5	普通株式 264,500	普通株式 15,621,900	47,577	2,848,631	47,577	550,184
2024年 4月 1日～ 2025年 3月31日 (注) 5	普通株式 230,800	普通株式 15,852,700	23,116	2,871,747	23,116	573,301

- (注) 1. 2020年 6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本準備金の減少割合は100%となっております。
2. 2022年 3月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えに各種類株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得した種類株式の全てを消却しております。
3. 2022年 3月 4日開催の取締役会の決議により、2022年 4月 1日付で普通株式 1株を100株に分割しております。

4. 有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）

発行価格605円

引受価格556.60円

資本組入額278.30円

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 2022年5月19日付「有価証券届出書」、並びに2022年6月8日付及び2022年6月16日付「有価証券届出書の訂正届出書」に記載いたしました「手取金の使途」について、2023年6月16日開催の当社取締役会決議に基づき変更しておりましたが、2024年5月10日開催の当社取締役会決議に基づき再度以下のとおり変更いたしました。

・変更の理由

2023年6月16日付で開示いたしました資金使途においては、実証開発案件の増加に対応するため、2024年3月期及び2025年3月期において、第三実証棟の新設を含む大阪事業所再編工事を予定しておりました。

しかし、第三実証棟につきましては、旧実証工場の建屋を利用・増床することで、当初計画よりも前倒しかつ低コストで竣工することができました。

これにより、今後実証開発案件、特に大型試験の増加に対応していくための研究設備・スペースを拡充することができたため、残額につきましては、組織増強のための採用関連費・人件費、賃料等の運転資金に充当することといたしました。

・変更の内容

資金使途の変更の内容は以下のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

（変更前）

使途	金額（千円）	充当時期
借入金の返済	50,000	2023年3月期
	200,000	2024年3月期
研究開発設備の購入	56,471	2023年3月期
	100,000	2024年3月期
大阪事業所再編工事 （非危険物実証棟及び第三実証棟）	140,000	2024年3月期
	<u>230,000</u>	<u>2025年3月期</u>
採用関連費・人件費・賃料等の運転資金	169,749	2024年3月期

（変更後）

使途	金額（千円）	充当時期
借入金の返済	50,000	2023年3月期
	200,000	2024年3月期
研究開発設備の購入	56,471	2023年3月期
	100,000	2024年3月期
大阪事業所再編工事 （非危険物実証棟及び第三実証棟）	140,000	2024年3月期
採用関連費・人件費・賃料等の運転資金	169,749	2024年3月期
採用関連費・人件費・賃料等の運転資金	<u>230,000</u>	<u>2025年3月期</u>

(5) 【所有者別状況】

2025年 3月31日現在

区分	株式の状況（ 1単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	30	82	26	66	15,443	15,649	-
所有株式数 （単元）	-	655	9,178	13,939	1,623	542	132,429	158,366	16,100
所有株式数の割 合（％）	-	0.41	5.80	8.80	1.02	0.34	83.62	100.00	-

（注）自己株式10株は、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
吉野 巖	京都市東山区	1,259	7.9
塚原 保徳	大阪府吹田市	1,115	7.0
三井化学(株)	東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	771	4.9
楽天証券(株)	東京都港区南青山 2 丁目 6 番21号	515	3.2
Mitsui Kinzoku - SBI Material Innovation Fund	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	206	1.3
千島土地(株)	大阪府中央区道修町 3 丁目 4 番11号	199	1.3
下條 智也	兵庫県西宮市	100	0.6
高橋 悟	神奈川県大和市	90	0.6
PNB - INSPIRE Ethical Fund	東京都港区青山 5 丁目 3 番10号	80	0.5
佐伯 裕昭	東京都目黒区	78	0.5
計	-	4,416	27.8

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 3 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 15,836,600	158,366	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。
単元未満株式	普通株式 16,100	-	-
発行済株式総数	15,852,700	-	-
総株主の議決権	-	158,366	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

なお、当事業年度末現在の自己株式数は10株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.00%となっております。当該株式は、上記「発行済株式」の「単元未満株式」欄に含めております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、現時点では研究開発に先行投資する段階にあるため、当事業年度において配当可能な財務状況にありません。また、財務体質の強化及び事業拡大のために当面は内部留保の充実に努めて、経営体質の強化及び研究開発を目的とする設備投資等、将来の事業展開に備える方針であります。これらのことから、創業以来配当は実施しておらず、現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期は未定です。しかしながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、今後の経営成績及び財務状況を勘案しつつ配当を検討する所存です。

剰余金の配当を行う場合は年1回の期末での配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年12月31日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、事業年度変更の経過期間となる第19期の中間配当については、2025年9月30日を基準日としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、成長途上の会社であり、経営の規模拡大と健全性・透明性の確保を両立させていくことが、企業価値の持続的な増大のために必須であると認識しております。

その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題と考えており、全社の活動において内部統制を有効に機能させることを目指しております。

企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図っております。

イ．取締役会

取締役会は、本書提出日現在、取締役6名（うち社外取締役1名、社外取締役でかつ監査等委員2名）で構成されております。取締役会は原則として毎月1回定期的に開催するほか、効率のかつ迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時に開催し、重要な経営事項の審議及び意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しています。

なお、構成員である取締役の氏名は、(2) 役員の状況 に記載しております。

当社においては取締役の指名及び報酬等に関する諮問委員会を設置してはおりませんが、取締役6名のうち3名が社外取締役であり、取締役の指名及び報酬等に関する事項を含め取締役会の各審議事項について、客観的な視点もふまえながらの検討や意思決定を行っております。

当事業年度において、当社は取締役会を計18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	出席状況
代表取締役	吉野 巖	全18回中17回
代表取締役	塚原 保徳	全18回中18回
社外取締役	浦田 興優	全18回中18回
取締役（常勤監査等委員）	下條 智也	全18回中18回
社外取締役（監査等委員）	高橋 祐子	全18回中18回
社外取締役（監査等委員）	齊藤 修一	全18回中18回

当事業年度の取締役会における具体的な検討内容は、当社経営方針、開発方針、組織体制の方針等であります。

ロ．監査等委員会

監査等委員会は、本書提出日現在、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名（2名とも社外取締役）の計3名で構成されており、常勤監査等委員を中心に、他の監査等委員2名と適切な業務分担を図った上で、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を不足なく監督できる体制を確保しております。

監査等委員会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか必要に応じ臨時的に開催し、コーポレート・ガバナンスの状況を監視するとともに、取締役の業務の執行が適法かつ適切に行われているかを監査しており、監査等委員が取締役会に出席することで、議事内容や手続き等につき確認しております。また、監査等委員のそれぞれが社内の事象や状況の推移について観察・考察した結果を報告し、情報を共有し、必要がある場合は監査等委員会としての意見や方針を審議のうえ決定しております。

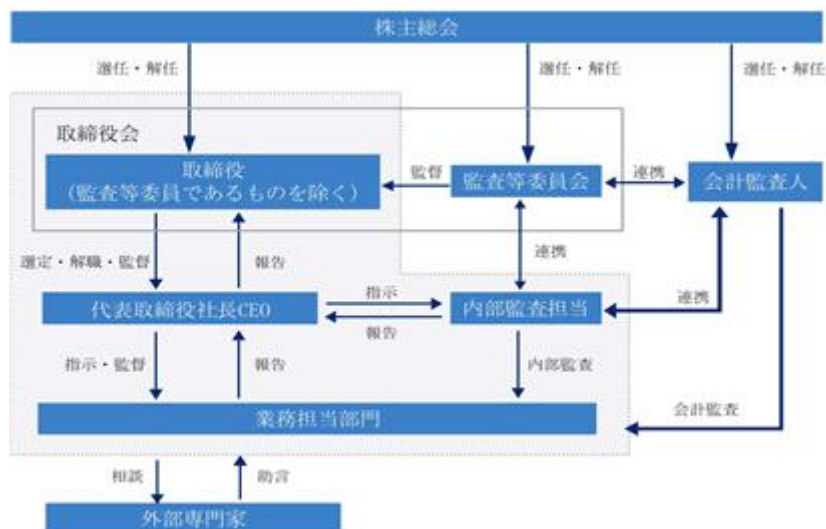
また、監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当者と情報交換を行うなどして緊密に連携することにより、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

なお、構成員である監査等委員の氏名は、(2) 役員の状況 に記載しております。

ハ．会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

当社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査担当者を置き、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を構築しております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (１) 当社は「コンプライアンス・リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (２) 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (３) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- (４) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- (５) 役職員の法令・定款違反等の行為については、「コンプライアンス・リスク管理規程」及び「正社員就業規則」及び「アルバイト就業規則」に従って、適正に処理を行う。
- (６) 当社は「反社会的勢力対策規程」を策定し、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないものとする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (１) 取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
- (２) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
- (３) 取締役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、担当部署にて規則・ガイドラインなどの案を策定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規則・ガイドラインに従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- (3) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分に審議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 会社の意思決定方法、職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「組織規程」において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うとともに業務を効率的に遂行する。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 取締役は、監査等委員会の求めがある場合には、監査等委員会を補助する使用人（以下、監査等委員会スタッフという）として適切な人材を配置する。
- (2) 監査等委員会スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、人事異動については監査等委員会と取締役が協議する。

6. 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けない。
- (2) 監査等委員会スタッフの任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

7. 監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会スタッフは、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査等委員会スタッフは、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (4) 監査等委員会スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

8. 取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 監査等委員会は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
- (2) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する。
- (3) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査等委員会と共有の上、業務執行の内容を検証する。
- (4) 取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
- (5) 取締役及び使用人は、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査等委員会に定期的に報告する。

9. 監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 内部通報制度の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には、当該弁護士は常勤の監査等委員に対して速やかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告する。
- (2) 通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、通報者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を常勤の監査等委員に依頼できる。
- (3) 取締役会は、内部通報の状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、監査等委員会と協議の上、内部通報制度の見直しを行う。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員の職務の執行上、必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- (2) 監査等委員の職務の執行上、緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、監査等委員が取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査等委員会の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ・リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、社内規程の整備により、業務リスク等に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築するよう努めているほか、取締役会において、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。
- ・取締役の定数
- 当社の取締役は、監査等委員を除く取締役を6名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする旨を定款に定めております。
- ・取締役選任の決議要件
- 当社は取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。
- ・株主総会の特別決議
- 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。
- ・取締役の責任免除
- 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議に基づき、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)であった者の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。
- ・責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額契約としております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。
- ・剰余金の中間配当の決定機関
- 当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に基づき、毎年12月31日を基準日として中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨の定款の規定を設けております。

・自己株式の取得

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により当社の株式を取得できる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 C E O	吉野 巖	1967年 7 月19日生	1990年 4 月 三井物産株式会社 入社 2002年 5 月 カリフォルニア州立大学バークレー校 経営大学院修了(MBA) 2007年 5 月 株式会社ナラプロ・テクノロジーズ 代表取締役社長 2007年 8 月 マイクロ波環境化学株式会社 (現当社) 設立 代表取締役社長 2015年 4 月 ティエムティ株式会社 代表取締役 2023年 6 月 当社代表取締役社長 C E O (現任)	(注) 2	1,259,400
代表取締役 C S O	塚原 保徳	1974年 6 月28日生	2004年 3 月 大阪大学大学院理学研究科博士後期課 程修了 博士 (理学) 2006年 7 月 大阪大学大学院工学研究科特任准教授 2011年10月 マイクロ波環境化学株式会社 (現当社) 取締役 C S O 2015年 4 月 ティエムティ株式会社 取締役 2024年 6 月 当社代表取締役 C S O (現任)	(注) 2	1,115,500
取締役	浦田 興優	1980年 1 月 7 日生	2002年 4 月 ソニー株式会社 入社 2007年 9 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン 入社 2012年 8 月 株式会社産業革新機構 入社 2015年 8 月 日本材料技研株式会社 代表取締役社 長 (現任) 2018年12月 当社顧問 2023年 6 月 当社取締役 (現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	下條 智也	1972年10月31日生	1996年 4 月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ 銀行) 入行 1999年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法 人トーマツ) 入所 2003年 4 月 公認会計士登録 2008年 4 月 クリングルファーマ株式会社 入社 2008年12月 同社取締役経営管理部長 2013年11月 当社入社 管理部長 2014年 6 月 当社取締役管理部長 2015年 4 月 ティエムティ株式会社 取締役 2023年 6 月 当社取締役 (監査等委員・常勤) (現 任)	(注) 3	100,000
取締役 (監査等委員)	高橋 祐子	1965年12月19日生	1992年10月 センチュリー監査法人 (現 有限責任あ ずさ監査法人) 入所 1996年 4 月 公認会計士登録 2001年 2 月 株式会社電通 入社 2010年 4 月 同社グローバル事業統括局経営管理部 長 2014年 8 月 同社経営企画局グローバル・ファイナ ンス部長 2017年 1 月 同社経理局局长 2020年 1 月 株式会社電通グループ 執行役員 2022年 1 月 17LIVE株式会社 社外監査役 (現任) 2022年 3 月 株式会社電通グループ 取締役 (非業 務執行) 2023年 3 月 ヒューリック株式会社 社外取締役 (現任) 2023年 6 月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2024年 6 月 LINEヤフー株式会社 社外取締役 (監 査等委員) (現任)	(注) 3	-

取締役 (監査等委員)	齊藤 修一	1976年5月20日生	2001年 4 月	株式会社一条工務店 入社	(注) 3	-
			2006年 4 月	株式会社リクルートエージェント（現株式会社リクルート） 入社		
			2013年 5 月	Hamee株式会社 常勤監査役		
			2018年 7 月	同社 取締役		
			2021年 5 月	一般財団法人八三財団 代表理事（現任）		
			2022年 3 月	株式会社LIG 社外取締役		
			2022年 5 月	株式会社ベルク 社外取締役（現任）		
			2022年 6 月	17LIVE株式会社 社外監査役（現任）		
			2022年11月	当社顧問		
			2023年 6 月	当社取締役（監査等委員）（現任）		
			2024年 3 月	株式会社LIG 顧問（現任）		
計						2,474,900

- (注) 1. 取締役浦田興優、高橋祐子及び齊藤修一は、社外取締役であります。
2. 第18回定時株主総会にて承認されました決算期変更に係る定款一部変更に基づき、2025年 6月25日から第19期事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 当社では、昨今の経営環境の急速な変化を踏まえ、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図り、より機動性の高い業務執行体制を構築するとともに、次世代の経営人材の育成を図ることで企業価値を向上させることを目的として、執行役員制度を導入しております。
- 執行役員 事業開発部長 河東田 裕理
執行役員 業務推進部長 永井 洋平

社外役員の状況

当社は社外取締役 3 名を選任しております。

当社では社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役について、経営者や専門家としての豊富な経験、幅広い見識等に基づく職務執行を期待しております。当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準または方針は定めていないものの、社外取締役の選任にあたっては、経歴や当社との関係等をふまえて、当社経営陣から独立した立場での職務の遂行によりコーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役である浦田興優は、コンサルティング企業、化学企業の経営者として、化学業界に関する豊富な経験を有しており、取締役の職務執行に対する客観的立場からの監督、助言等を期待しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)である高橋祐子は、公認会計士として企業会計・財務に関する豊富な見識を有するほか、複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、取締役の職務執行に対する客観的立場からの監督、助言等を期待しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)である齊藤修一は、上場企業における取締役及び監査役として、また複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、取締役の職務執行に対する客観的立場からの監督、助言等を期待しております。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員を除く社外取締役 1 名は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議及び決定に参加するほか、業務執行等の報告を受ける等の監督を行っております。監査等委員である社外取締役 2 名は、取締役会及び監査等委員会に出席し、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査等委員である取締役は、重要会議に出席し意見交換や情報交換を行うとともに、社内の様々な部門に対してヒアリングを行い内部統制に関する指摘・指導を行っております。また、会計監査人及び内部統制部門との連携をとり、必要に応じて随時、相互の意見交換及び質問等を行うことにより、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員 1 名、社外監査等委員 2 名（2 名とも独立役員）の計 3 名で構成されており、常勤監査等委員を中心に、他の監査等委員 2 名と適切な業務分担を図った上で、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を不足なく監督できる体制を確保しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

常勤監査等委員である下條智也は、2023年 6 月まで当社取締役管理部長として、決算手続き並びに財務諸表作成等に従事し、また公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、財務・会計に関する適切な監督、助言等を期待しております。

社外監査等委員である高橋祐子は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するほか、複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、取締役の職務執行に対する客観的立場からの監督、助言等を期待しております。

社外監査等委員である齊藤修一は、上場企業における取締役及び監査役として、また複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、取締役の職務執行に対する客観的立場からの監督、助言等を期待しております。

(当事業年度の状況)

当事業年度において当社は監査等委員会を18回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については下記のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
下條 智也	18回	18回
高橋 祐子	18回	18回
齊藤 修一	18回	18回

監査等委員会における具体的な検討内容は、当社のコーポレート・ガバナンスや内部統制の整備・運用状況、監査方針・監査計画策定及び業務分担等、会計監査人の監査の評価等であります。

内部監査の状況

イ．体制及び手続き

当社は、会社規模が小さく担当人員に限りがあることから専任の内部監査人をおいておりませんが、複数の部門から内部監査人を任命して内部監査を実施しております。具体的には、業務推進部所属の内部監査人 1 名が自己の属する部門を除く当社全体に対する内部監査を実施し、業務推進部については、業務推進部以外の部門から任命された内部監査人が監査を実施し、相互に牽制する体制を採っております。内部監査人は、あらかじめ代表取締役社長の承認を得た基本計画書に則り、監査等委員会及び監査法人と緊密に連携をとりながら社内各部門の監査を実施し、その業務活動が法令・諸規程に準拠し、適正かつ効果的に運営され、会社財産が保全されているかを監視・確認しております。内部監査人は、監査後遅滞なく監査報告書を作成し代表取締役社長のほか取締役会及び監査等委員会に報告します。代表取締役社長は、業務改善の必要が認められた場合は被監査部門に対する改善指示書をもって改善事項を勧告しております。被監査部門は速やかに改善するとともに、改善状況を代表取締役社長及び監査担当者に報告することとしております。

内部監査人、監査等委員会及び会計監査人は、監査の有効性、効率性を高めるために相互連携を図っております。

ロ．内部監査の実効性

上記イのとおり、複数の部門から内部監査人を任命し、各内部監査人は自身の所属部門については監査を担当しないこととしております。また、内部監査人は、取締役会及び監査等委員会に直接報告を行い、内部監査や金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況の評価の結果等を共有するほか、会計監査人との内部監査の計画、結果等の情報共有による連携を図り、内部監査の実効性を確保するよう努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

8 年間

八．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沖 聡
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 則岡智裕

二．監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 4 名
その他の補助者 7 名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査法人の選定に際して、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案し選定する方針であります。

ヘ．監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等を確認し、監査法人の評価を実施しております。その結果、監査法人の独立性・専門性ともに問題はないものと評価しております。

ト．会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務停止 3 か月（2024 年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月31日）		当事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月31日）	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
18,500	-	18,000	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（Grant Thornton）に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、当社の事業規模や業務の特性等を勘案し、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を評価したうえで監査報酬を決定しております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査等委員会は、当社の事業規模や業務の特性等を勘案し、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を評価し、監査報酬の見積りが合理的であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について

2023年 6 月29日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容の概要は次のとおりです。

（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定額の月例報酬とし、当社の持続的な企業価値の向上のための動機付けとなるよう、当社の業績、事業遂行の中長期的観点ならびに各取締役の役位、職責及び貢献の程度等を総合的に勘案したうえ、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により各取締役の報酬額を決定しております。

また、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）個人別の報酬等の内容につきましては、社外取締役が半数を占める取締役会において決定したものであり、上記決定方針に掲げられた各要素を考慮した相当な水準となっており、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

b. 監査等委員である取締役の報酬について

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員報酬	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）	24,000	24,000	-	-	2
監査等委員（社外取締 役を除く）	9,202	9,202	-	-	1
社外役員	18,000	18,000	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額等が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、当該株式が成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を所有していないため、省略しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	529,404	507,095
売掛金	304,721	598,953
仕掛品	12,471	40,306
貯蔵品	-	3,457
未収入金	3 194,697	12,152
関係会社短期貸付金	580,000	-
立替金	3 9,776	-
前払費用	19,835	23,968
前払金	3 52,676	28,325
貸倒引当金	710,019	-
流動資産合計	993,563	1,214,259
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 169,954	1 164,617
構築物（純額）	1 41,668	1 37,793
機械及び装置（純額）	1 264,932	1 256,822
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1 6,522	1 4,279
リース資産（純額）	315,373	295,436
建設仮勘定	18,359	50,896
有形固定資産合計	2 816,810	2 809,847
無形固定資産		
ソフトウェア	1 6,232	1 21,641
その他	500	250
無形固定資産合計	6,732	21,891
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	0	-
差入保証金	76,530	75,364
その他	1,337	3,176
投資その他の資産合計	77,867	78,540
固定資産合計	901,410	910,279
資産合計	1,894,973	2,124,539

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,578	68,591
1年内返済予定の長期借入金	7,854	28,560
未払金	121,554	77,061
未払費用	47,443	47,351
資産除去債務	-	13,800
リース債務	19,936	15,207
未払法人税等	25,098	6,280
未払消費税等	22,590	35,938
契約負債	287,375	129,500
預り金	4,668	4,425
流動負債合計	541,099	426,716
固定負債		
長期借入金	202,146	353,586
リース債務	295,436	280,229
固定負債合計	497,582	633,815
負債合計	1,038,682	1,060,531
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,848,631	2,871,747
資本剰余金		
資本準備金	550,184	573,301
資本剰余金合計	550,184	573,301
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,542,510	2,381,027
利益剰余金合計	2,542,510	2,381,027
自己株式	14	14
株主資本合計	856,291	1,064,007
純資産合計	856,291	1,064,007
負債純資産合計	1,894,973	2,124,539

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 1,863,320	1 1,608,403
売上原価	742,914	533,375
売上総利益	1,120,406	1,075,027
販売費及び一般管理費	3, 4 985,997	3, 4 887,633
営業利益	134,409	187,394
営業外収益		
受取利息	2 171	252
受取手数料	1,264	1,161
為替差益	2,167	790
その他	350	29
営業外収益合計	3,954	2,234
営業外費用		
支払利息	7,469	7,502
営業外費用合計	7,469	7,502
経常利益	130,893	182,126
特別利益		
固定資産売却益	-	3,975
補助金収入	5 80,771	5 11,590
特別利益合計	80,771	15,565
特別損失		
固定資産除却損	21,149	31,694
固定資産圧縮損	5 53,504	5 1,666
関係会社整理損	6 1,029,464	6 0
投資有価証券評価損	4,999	-
特別損失合計	1,109,118	33,360
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	897,453	164,332
法人税、住民税及び事業税	17,614	2,850
法人税等調整額	29,827	-
法人税等合計	47,442	2,850
当期純利益又は当期純損失()	944,895	161,482

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
期首製品棚卸高		-	-
当期製品製造原価		742,914	533,375
合計		742,914	533,375
期末製品棚卸高		-	-
売上原価		742,914	533,375

(注) . 内訳は製造原価明細書に記載しております。

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)		当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
材料費		563,126	78.1	334,799	59.7
労務費		87,558	12.1	119,692	21.3
経費		70,341	9.8	106,718	19.0
当期総製造費用		721,027	100.0	561,211	100.0
期首仕掛品棚卸高		34,358		12,471	
合計		755,385		573,682	
期末仕掛品棚卸高		12,471		40,306	
当期製品製造原価		742,914		533,375	

(注) . 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
減価償却費 (千円)	26,492	42,250
共同研究費 (千円)	10,059	24,976
賃借料 (千円)	16,465	20,532
水道光熱費 (千円)	5,041	8,003
旅費交通費 (千円)	4,976	4,552

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
当期首残高	2,801,053	502,607	502,607	1,597,614	-	1,706,045	1,706,045
当期変動額							
新株の発行	47,577	47,577	47,577	-		95,155	95,155
当期純損失（　）				944,895		944,895	944,895
自己株式の取得					14	14	14
当期変動額合計	47,577	47,577	47,577	944,895	14	849,754	849,754
当期末残高	2,848,631	550,184	550,184	2,542,510	14	856,291	856,291

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
当期首残高	2,848,631	550,184	550,184	2,542,510	14	856,291	856,291
当期変動額							
新株の発行	23,116	23,116	23,116	-		46,233	46,233
当期純利益				161,482		161,482	161,482
自己株式の取得					-	-	-
当期変動額合計	23,116	23,116	23,116	161,482	-	207,715	207,715
当期末残高	2,871,747	573,301	573,301	2,381,027	14	1,064,007	1,064,007

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	897,453	164,332
減価償却費	79,261	101,904
差入保証金償却額	1,095	1,095
固定資産売却益	-	3,975
固定資産除却損	21,149	31,694
固定資産圧縮損	53,504	1,666
投資有価証券評価損益(は益)	4,999	-
関係会社株式評価損	319,444	0
貸倒引当金の増減額(は減少)	710,019	-
受取利息	171	252
支払利息	7,469	7,502
売上債権の増減額(は増加)	31,968	294,232
棚卸資産の増減額(は増加)	21,887	31,293
未収入金の増減額(は増加)	34,973	69,683
未払消費税等の増減額(は減少)	5,450	13,347
前払金の増減額(は増加)	70,123	4,351
前払費用の増減額(は増加)	3,795	3,147
立替金の増減額(は増加)	283	-
仕入債務の増減額(は減少)	61,379	64,013
未払金の増減額(は減少)	34,458	16,672
未払費用の増減額(は減少)	1,340	91
契約負債の増減額(は減少)	120,475	157,875
その他	3,643	3,601
小計	229,663	44,347
利息の受取額	9	252
利息の支払額	7,469	8,488
法人税等の支払額	16,456	20,933
営業活動によるキャッシュ・フロー	205,747	73,516
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	-	3,975
有形固定資産の取得による支出	274,694	117,001
有形固定資産の除却による支出	21,000	29,809
無形固定資産の取得による支出	500	4,470
関係会社貸付けによる支出	500,000	-
差入保証金の差入による支出	1,622	-
差入保証金の回収による収入	-	71
投資活動によるキャッシュ・フロー	797,816	147,235
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	180,000
長期借入金の返済による支出	200,000	7,854
株式の発行による収入	95,155	46,233
リース債務の返済による支出	19,936	19,936
自己株式の取得による支出	14	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	124,794	198,443
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	716,864	22,309
現金及び現金同等物の期首残高	1,246,269	529,404
現金及び現金同等物の期末残高	529,404	507,095

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

貯蔵品 個別法による原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 ～ 31年
構築物	15 ～ 20年
機械及び装置	8 年
車両運搬具	2 年
工具、器具及び備品	2 ～ 10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

6 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

共同開発契約

共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル等を提出し対価を得ております。このような契約においては、顧客による報告書・サンプル等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

ライセンス契約

ライセンス契約においては、顧客に対して当社の知的財産の実施許諾を行い、その対価として契約一時金、ランニングロイヤリティを得ております。契約一時金は、知的財産の実施許諾する時点で収益を認識しております。ランニングロイヤリティは、実施許諾先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、実施許諾先の企業において製品が販売された時点で収益を認識しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(貸借対照表関係)

- 1 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	61,994千円	60,994千円
構築物	30,123	30,123
機械及び装置	527,567	390,084
工具、器具及び備品	3,039	2,649
ソフトウェア	22,217	22,217
計	644,943	506,069

- 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	332,474千円	419,399千円

- 3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未収入金	120,243千円	- 千円
立替金	9,776	-
前払金	20,000	-

- 4 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントラインの総額	400,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	400,000	500,000

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息	160千円	- 千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.0%、当事業年度0.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100.0%、当事業年度100.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
研究開発費	504,083千円	437,647千円
給与手当	102,776	128,493
支払報酬	61,010	52,082
役員報酬	50,619	51,202
支払手数料	58,904	39,061
特許費用	50,780	37,291
租税公課	35,092	29,889

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	504,083千円	437,647千円

5 補助金収入と固定資産圧縮損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

補助金収入は、課題設定型産業技術開発費助成金及びカーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は、当該補助金を固定資産の取得原価から直接減額したことにより発生したものであります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

補助金収入は、課題設定型産業技術開発費助成金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は、当該補助金を固定資産の取得原価から直接減額したことにより発生したものであります。

6 関係会社整理損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

関係会社整理損1,029,464千円は、当社の関連会社であるティエムティ株式会社の解散の決定についての決議に伴い発生したものであり、その内容は、当該関連会社への債権に対する貸倒引当金710,019千円及び保有する当該関連会社株式の評価損319,444千円であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の関連会社であるティエムティ株式会社は2024年12月16日付で清算が終了しております。これに伴い関係会社整理損 0 千円を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	15,357,400	264,500	-	15,621,900

(変動事由の概要)

・ストック・オプションの行使による増加 264,500株

2.自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	-	10	-	10

(変動事由の概要)

・単元未満株式の買い取り請求による増加 10株

3.新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとし ての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

当事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	15,621,900	230,800	-	15,852,700

（変動事由の概要）

・ストック・オプションの行使による増加 230,800株

2．自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	10	-	-	10

3．新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとし ての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第4回 新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとし ての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	529,404千円	507,095千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	529,404	507,095

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備(建物)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年内	18,120千円	15,207千円
1年超	267,270	280,229

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後16年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	76,530	65,752	10,777
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(210,000)	(210,000)	-
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	(315,373)	(366,777)	51,404

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	75,364	59,322	16,042
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(382,146)	(382,146)	-
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	(295,436)	(295,436)	0

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。
2. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位: 千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	0	0
関係会社株式	0	-

4．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	529,404	-	-	-
売掛金	304,721	-	-	-
未収入金	194,697	-	-	-
関係会社短期貸付金	580,000	-	-	-
立替金	9,776	-	-	-
差入保証金	-	-	-	76,530
合計	1,618,600	-	-	76,530

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	507,095	-	-	-
売掛金	598,953	-	-	-
未収入金	12,152	-	-	-
差入保証金	-	-	-	75,364
合計	1,118,201	-	-	75,364

5．長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,854	8,568	8,568	8,568	8,568	167,874
リース債務	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	215,692
合計	27,790	28,504	28,504	28,504	28,504	383,566

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	28,560	37,440	37,440	37,440	37,480	203,786
リース債務	15,207	15,788	16,392	17,019	17,670	213,357
合計	43,767	53,228	53,832	54,459	55,150	417,143

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	-	65,752	-	65,752
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	(210,000)	-	(210,000)
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	-	(366,777)	-	(366,777)

（注）1. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

返済期日までの将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	-	59,322	-	59,322
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	(382,146)	-	(382,146)
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	-	(295,436)	-	(295,436)

（注）1. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

返済期日までの将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 . 関係会社株式

関係会社株式は、市場価格がない株式等に該当することから、時価を記載しておりません。
なお、市場価格がない関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
関係会社株式	0千円	- 千円

2 . その他有価証券

非上場株式は、市場価格がない株式等に該当することから、時価を記載しておりません。
なお、市場価格がない非上場株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
投資有価証券	0千円	0千円

3 . 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

当事業年度において、関係会社株式について319,444千円、投資有価証券について4,999千円の減損処理をそれぞれ行っております。

当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

当事業年度において、関係会社株式について0千円の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 270,000株	普通株式 852,800株	普通株式 30,000株
付与日	2014年12月24日	2019年3月30日	2020年3月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日	自 2022年3月14日 至 2030年3月13日

	第4回 新株予約権	第4回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 28名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 10,000株	普通株式 254,700株	普通株式 46,000株
付与日	2020年4月24日	2020年7月29日	2020年8月28日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	自 2022年4月16日 至 2030年4月15日	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日

	第 4 回 新株予約権	第 5 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名	当社取締役 2 名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 82,200株	普通株式 165,600株
付与日	2021年 2 月 5 日	2022年 2 月 4 日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	自 2023年 2 月 2 日 至 2031年 2 月 1 日	自 2024年 2 月 1 日 至 2032年 1 月31日

（注）1．株式数に換算して記載しております。

2．第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容に記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権
権利確定前 （株）							
前事業年度末	-	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後 （株）							
前事業年度末	119,400	646,700	25,000	94,000	39,200	20,000	98,600
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	119,400	48,300	-	29,300	1,800	11,000	21,000
失効	-	-	-	500	-	-	6,000
未行使残	-	598,400	25,000	64,200	37,400	9,000	71,600

単価情報

	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 5 回新株予約権
権利行使価格 (円)	32	302	431	461
行使時平均株価 (円)	829	881	923	843
付与日における公 正な評価単価 (円)	-	-	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、DCF法を基礎として算出した価格により決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、Stock・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計	130,632千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計	168,730千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	542,058千円	914,933千円
減損損失	33,736	34,166
減価償却超過額	58,218	88,858
関係会社株式評価損	368,416	-
貸倒引当金繰入額	217,442	-
その他	16,262	18,095
繰延税金資産 小計	1,236,135	1,056,054
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	542,058	914,933
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	694,077	141,121
評価性引当額 小計	1,236,135	1,056,054
繰延税金資産 合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	158,953	43,513	58,355	-	19,498	261,738	542,058
評価性引当額	158,953	43,513	58,355	-	19,498	261,738	542,058
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-(*)

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2 税務上の繰越欠損金の全額を回収不能と判断しております。

当事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	44,785	60,060	-	20,067	36,289	753,729	914,933
評価性引当額	44,785	60,060	-	20,067	36,289	753,729	914,933
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-(*)

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2 税務上の繰越欠損金の全額を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.1
住民税均等割	-	1.7
評価性引当額の増減	-	109.6
税率変更の影響	-	17.8
繰越欠損金の期限切れ	-	96.7
その他	-	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	1.7

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この変更による影響はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	1,203,000千円	-千円
持分法を適用した場合の投資の金額又は持分法を適用した場合の負債の金額()	710,019	-
(注) 関連会社に対する投資の金額は、前事業年度までに1,202,999千円の減損を行っております。また、ティエムティ株式会社は2024年12月16日付で清算が終了したため、当事業年度末において当社が保有する関連会社株式はありません。		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
持分法を適用した場合の投資損失()の金額	743,512千円	-千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	報告セグメント
	マイクロ波化学関連事業
共同開発契約	1,863,320
ライセンス契約	-
その他	-
顧客との契約から生じる収益	1,863,320
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,863,320

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高): 売掛金	336,689
顧客との契約から生じた債権(期末残高): 売掛金	304,721
契約負債(期首残高)	407,850
契約負債(期末残高)	287,375

(注) 1. 契約負債は共同開発契約及びライセンス契約に関連して顧客から受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は407,850千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は337,090千円であり、マイクロ波化学関連事業に関するものであります。

当該未履行の履行義務残高については、期末日後1年以内に約80%、残り約20%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっての実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	報告セグメント
	マイクロ波化学関連事業
共同開発契約	1,608,370
ライセンス契約	-
その他	33
顧客との契約から生じる収益	1,608,403
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,608,403

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権(期首残高)：売掛金	304,721
顧客との契約から生じた債権(期末残高)：売掛金	598,953
契約負債(期首残高)	287,375
契約負債(期末残高)	129,500

（注）1. 契約負債は共同開発契約及びライセンス契約に関連して顧客から受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は287,375千円であります。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は305,909千円であり、マイクロ波化学関連事業に関するものであります。

当該未履行の履行義務残高については、期末日後1年以内に約61%、残り約39%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっての実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	その他	合計
外部顧客への売上高	565,112	1,274,108	-	-	24,100	1,863,320

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称または氏名	売上高
三井化学(株)	866,123

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	その他	合計
外部顧客への売上高	258,480	1,330,223	15,000	656	4,043	1,608,403

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称または氏名	売上高
(株)MIRESSO	187,000
大日本印刷(株)	178,000

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	ティエムティ株式会社	三重県四日市市	1,203,000	食品添加物の製造・販売	所有直接50	役員の兼任特許・ノウハウのライセンス供与	資金の貸付	500,000	関係会社短期貸付金(注)3	580,000
							貸付金利息の未収(注)1	160	未収入金(注)3	24,447
							出向人件費等の未収(注)2	10,250	未収入金(注)3	95,795
							機器の購入(注)2	20,000	前払金	20,000

(注)1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 取引金額の決定については、第三者との取引を勘案し、決定しております。
3. 前事業年度において、当該債権の全額に対して貸倒引当金を計上しております。詳細は、財務諸表「注記事項（損益計算書関係）6. 関係会社整理損の内容」に記載しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。なお、当社の関連会社であるティエムティ株式会社は2024年12月16日付で清算が終了しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	54円81銭	67円12銭
1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 ()	61円12銭	10円24銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	9円90銭

(注) 1 . 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()		
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	944,895	161,482
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	944,895	161,482
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,459,593	15,773,208
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	536,573
(うち新株予約権 (株))	(-)	(536,573)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(決算期の変更)

当社は、2025年 6 月25日開催の第18期定時株主総会において、下記のとおり決算期 (事業年度の末日) の変更を行うことを決議いたしました。

1 . 変更の理由

当社の主要顧客の多くは 3 月期決算の国内企業であり、その予算確定時期が 4 月前後となるため、当社との共同開発案件に係る予算協議についても同時期に集中しております。その結果、顧客との協議が業績予想の確定直前まで長期化し、一部案件については協議が未了のまま業績予想に反映させる必要が生じておりました。

こうした背景を踏まえ、6 月期決算に変更することで、当社の予算策定スケジュールを 3 か月後ろ倒しとし、顧客との予算協議の結果を適切に反映できる環境の整備を目的として、当社の事業年度を毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までに変更いたします。

2 . 決算期変更の内容

現 在 : 毎年 3 月31日

変更後 : 毎年 6 月30日

決算期変更の経過期間となる2026年 6 月期 (第19期) は、2025年 4 月 1 日から2026年 6 月30日までの15か月決算となります。

(第6回新株予約権の発行)

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2025年6月12日開催の当社取締役会において、下記のとおり新株予約権の割当てを行うことを決議いたしました。

1. 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は200,000株であり、最大で1.26%の希薄化が生じますが、2026年6月期から2030年6月期の事業年度においてあらかじめ定める売上高目標を達成した場合のみ行使可能となります。よって、本新株予約権の発行は、対象となる当社取締役の中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大に対するインセンティブを強化することと考えております。

2. 新株予約権の発行要項

1. 発行数

2,000個

2. 割当日

2025年6月27日

3. 払込期日

2025年6月27日

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

5. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金677円

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権の発行条件を決定する取締役会決議日の前日である2025年6月11日の東京証券取引所グロース市場の当社普通株式の終値である金560円とする。

7. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

8. 本新株予約権を行使することができる期間

2029年6月26日から2031年6月25日まで(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

9. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の使用人の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の、
 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者は、自2026年6月期至2030年6月期の事業年度における当社決算書上の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における売上高が、以下各号に定める基準のいずれかを満たす場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数に対して以下各号に定める割合(以下、「行使可能割合」という。)を乗じた個数(1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。)の本新株予約権を行使することができる。以下の各号の全てを満たす場合、行使可能割合は100%とする。ただし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会において判断した場合には、当社は合理的な範囲で当該企業買収等の影響を排除し、判定に用いる実績数値の調整を行うものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

対象事業年度の累計売上高130億円以上	50%
対象事業年度のいずれかが単年度売上高100億円以上	50%

10. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(第7回新株予約権の発行)

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2025年6月12日開催の当社取締役会において、下記のとおり新株予約権の割当てを行うことを決議いたしました。

1. 新株予約権の発行目的

従業員が当社の企業価値最大化に対する意欲及び士気を高めるため、当社の従業員を対象に、税制適格ストック・オプションを無償にて発行するものであります。今回は従業員の業績、貢献度の評価に基づき、当社の従業員10名を対象に税制適格ストック・オプションを発行する予定であります。

2. 新株予約権の発行要項

1. 発行数

1,640個

2. 割当日

2025年6月27日

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値と同額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

6. 本新株予約権を行使することができる期間

2029年6月26日から2031年6月25日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

7. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の使用人の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の、
 ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額（本新株予約権に係る付与決議（租税特別措置法第29条の2第1項において定められた付与決議をいう。）の日において、当社の設立の日以後の期間が5年未満である場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当社の設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則第11条の3第1項で定める要件を満たす場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	310,856	6,306	1,877	315,285	150,668	11,437	164,617
構築物	104,992	-	0	104,992	67,198	3,875	37,793
機械及び装置	527,194	53,218	35,555	544,857	288,035	59,729	256,822
車両運搬具	2,823	-	1,388	1,435	1,435	-	0
工具、器具及び備品	23,727	229	902	23,054	18,774	2,392	4,279
リース資産	407,906	-	-	407,906	112,469	19,936	295,436
建設仮勘定	88,431	68,948	8,408	148,971	98,074	-	50,896
有形固定資産計	1,465,931	128,701	48,130	1,546,502	736,655	97,369	809,847
無形固定資産							
ソフトウェア	52,588	19,943	-	72,532	50,891	4,534	21,641
商標権	500	-	-	500	250	250	250
無形固定資産計	53,088	19,943	-	73,032	51,141	4,784	21,891
長期前払費用	1,731	2,851	-	4,582	1,405	1,011	3,176

(注) 1. 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額を含めて記載しております。

2. 当期増加額の主な内訳

建物 加熱蒸気発生装置 30,000千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	7,854	28,560	2.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	19,936	15,207	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	202,146	353,586	1.4	2026年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	295,436	280,229	-	2026年～2040年
合計	525,373	677,582	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金およびリース債務の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,440	37,440	37,440	37,480
リース債務	15,788	16,392	17,019	17,670

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	710,019	-	710,019	-	-

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	73
普通預金	507,022
合計	507,095

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社MiRESSO	205,700
住友化学株式会社	42,211
株式会社レゾナック	41,926
三井化学株式会社	35,869
栗田工業株式会社	35,200
その他	238,046
合計	598,953

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
304,721	1,046,283	752,050	598,953	55.7	157.63

ハ．仕掛品

品目	金額（千円）
共同開発	40,306
合計	40,306

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社エーイーティー	29,700
ユニオン化学機械株式会社	22,550
ティ・エス・ティ株式会社	9,900
株式会社オリエントマイクロウェー	2,109
株式会社昌新	715
その他	3,616
合計	68,591

ロ．契約負債

相手先	金額（千円）
三井物産株式会社	75,500
株式会社レゾナック	44,000
株式会社有沢製作所	10,000
合計	129,500

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	325,393	1,608,403
税引前当期純利益又は税引前中間 純損失 () (千円)	203,082	164,332
当期純利益又は中間純損失 () (千円)	204,507	161,482
1 株当たり当期純利益又は 1 株当 たり中間純損失 () (円)	13.02	10.24

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	毎年 3 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月30日 毎年 3 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://mwcc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 . 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・ 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- ・ 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- ・ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2 . 単元未満株式の買取りの請求は、証券会社等の口座管理機関（特別口座の場合は、上記三井住友信託銀行株式会社）を通じて行うものとします。

3 . 2025年 6 月25日開催の第18期定時株主総会において、定款一部変更の件を決議し、次のとおりとなりました。

- (1) 事業年度 7 月 1 日から 6 月30日まで
- (2) 定時株主総会 9 月中
- (3) 基準日 6 月30日
- (4) 剰余金の配当基準日 12月31日（中間配当）、6 月30日（期末配当）

なお、決算期変更の経過期間となる第19期は、2025年 4 月 1 日から2026年 6 月30日までの15か月となります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第18期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年6月12日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書（第6回新株予約権）であります。

2025年6月12日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書（第7回新株予約権）であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月26日

マイクロ波化学株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマイクロ波化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイクロ波化学株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

共同開発契約に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表【注記事項】（収益認識関係）に記載されているとおり、会社は、共同開発契約に係る売上高として1,608,403千円計上している。 当該売上高については、財務諸表【注記事項】（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル、機器等の成果物を納品し対価を得ており、顧客による報告書・サンプル等の検収が完了した時点で収益を認識している。 会社の主要顧客である化学企業においては、新年度直前の3月までに研究開発予算の獲得が行われるため、会社との共同開発は第1四半期または第2四半期に開始することが多くなり、その結果、会社の収益が計上される共同開発の完了時期が下半期に偏重する傾向にある。このため、顧客の都合等で開発期間の延長を行うことにより、顧客による成果物の検収が当初予定よりも遅れた場合、会社の経営成績に影響を及ぼす可能性がある。 また、共同開発契約における検収の要件は顧客ニーズや開発テーマにより様々であるため、検収時期の誤りによって売上高の期間帰属を誤るリスクがある。 以上のように、当監査法人は、共同開発契約に係る売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、共同開発契約に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 共同開発契約に係る売上計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に際して、特に共同開発契約の売上日と検収通知書等の日付を照合する内部統制に焦点を当てた。 （２）実証手続の実施 共同開発契約に係る売上高が適切な会計期間に認識されているか検討するため、一定の基準で抽出した取引について、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 契約書等を閲覧し、履行義務の内容及び成果物を理解した。 ・ 報告書・サンプル等の成果物を閲覧し、得意先に送付されていることを確かめた。 ・ 顧客との打ち合わせにおける議事録や顧客から受領したメール等を閲覧し、検収時期の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。